

博士論文

教育機会の平等の規範理論
——ロールズ正義論の再検討を通じて——

児島博紀

【目次】

凡例	4
序章 なぜ〈教育機会の平等の規範理論〉なのか	5
第1節 問題の所在	5
0.1.1 問題の背景——格差社会論争	
0.1.2 本論文の問題意識——前提される〈機会の平等観〉と〈自由 vs. 平等〉	
第2節 問題の構図と議論の見通し	8
0.2.1 〈自由 vs. 平等〉について	
0.2.2 本論文で検討する論点	
0.2.3 検討対象と問題の限定	
第1章 機会の平等と自由——ロールズの〈機会の平等観〉再考	14
第1節 問題の所在	14
1.1.1 運の平等主義と機会の平等	
1.1.2 機会の平等と道徳的恣意性	
第2節 基本となる論証とその背景	17
1.2.1 基本となる論証	
1.2.2 公正な機会の平等とシジウィックの功績批判	
1.2.3 才能に開かれたキャリアとトーニーの平等論	
第3節 〈自由の実効化〉という代替指針	24
1.3.1 自由の概念と機会の平等	
1.3.2 〈自由の実効化〉という代替指針	
1.3.3 本章のまとめ	
第2章 機会の平等と関係の平等——〈つながり〉の原理としての正義の二原理	31

第1節 問題の所在	31
2.1.1 関係論的な平等主義とは何か——アンダーソンの民主的平等論	
2.1.2 正義の二原理と自由・平等・友愛	
2.1.3 財の平等と尊重の平等——機会の平等がもたらす〈葛藤問題〉	
第2節 正義の二原理と自由・平等	34
2.2.1 平等な自由と尊重の平等	
2.2.2 ロールズの功績批判	
第3節 正義の二原理と友愛	39
2.3.1 格差原理と互惠性	
2.3.2 正義感覚	
第4節 〈つながり〉の原理としての正義の二原理	45
2.4.1 〈葛藤問題〉への解答	
2.4.2 相互の尊重と自由の実効化	
2.4.3 本章のまとめ	
第3章 教育機会の平等に関わる規範的諸問題の検討——ロールズ正義論の擁護	49
第1節 問題の所在	49
3.1.1 目的論的平等主義の定義とその問題——〈平等に内在する困難〉	
3.1.2 目的論的平等主義への代替案	
第2節 〈平等に内在する困難〉と教育機会の平等	52
3.2.1 〈水準低下批判〉と教育機会の平等	
3.2.2 公正な機会の平等と〈底なし穴問題〉	
第3節 〈教育の適切・妥当性 VS.教育の平等〉論争	56
3.3.1 分析の視点	
3.3.2 教育の適切・妥当性論	
3.3.3 教育の平等論	
3.3.4 本章のまとめ	

終章 総括と課題65

文献一覧68

【凡例】

1. 引用は、「 」または上下の行を一行あけることで示す。引用文中の「……」は中略を示しており、〔 〕で括られた部分は引用者の補足である。とくに断りがない限り、引用文中の傍点による強調は、原文がイタリックであることを示している。本文中の強調点やキーワードは〈 〉で括った。
2. 文献挙示は、() 内に著者と発表年、頁を記す。邦訳がある場合は、スラッシュの後に該当頁を併記した。訳出に際しては、多くの場合に既訳を参照して多大な恩恵を被ったが、訳文や訳語は必ずしも既訳にしたがっていない。文献は、巻末に一覧としてまとめた。

例：(Anderson 1999: 289 / 69-70)

3. イタリックで示されたロールズの文献は単著を表しており、文献とその略記は巻末の文献一覧に示した。1971年刊の初版『正義論』(TJ) から引用する際、原文が一致する限りで1999年刊の『改訂版』(Rev.) とその邦訳の該当頁を併記している。

例：(TJ 302; Rev. 266 / 402-403)

序章 なぜ〈教育機会の平等の規範理論〉なのか

本論文は、教育機会の平等に関わる規範的諸問題について、20世紀の米国を代表する思想家であるロールズ（John Rawls, 1921-2002）によって提唱された正義の理論（正義論）を再検討することを通じて考察しようとするものである。はじめに本論文の問題の背景と関心について述べ、この問題をめぐる論争の構図や本論文の議論の見通しについて説明する。

第1節 問題の所在

0.1.1 問題の背景——格差社会論争

1990年代の終わり頃から、日本では橘木俊詔の『日本の経済格差』（橘木 1998）や佐藤俊樹の『不平等社会日本』（佐藤 2000）を嚆矢として「中流崩壊論争」や「格差社会論」が興隆し、教育に関しても荻谷剛彦の『階層化社会と教育危機』（荻谷 2001）が出版された。「格差」は分野を超えて問題化され、さらにはアカデミズムを超えて社会現象ともなった。「格差が広がった」という主張には異論も突きつけられた一方、その後も貧困問題や子どもの貧困がメディアや論壇に取り上げられ、いまや日本が「一億総中流」社会だという認識は一般に支持されなくなった。また、「〇〇格差」という言葉が氾濫するように、少なくとも「格差」という言葉は誰にとっても身近なものとなったといえる。

他方で、同じ「格差」という言葉が用いられるにしても、研究の分野や手法によって意味されるものは異なる。たとえば、先の三者を中流崩壊論争の三つの系譜として示した次の整理がある。

- ①所得分析（経済学）——橘木俊詔氏
 - ②世代間の地位再生産（社会学）——佐藤俊樹氏
 - ③世代間の学歴再生産（教育社会学）——荻谷剛彦氏
- （「中央公論」編集部編 2001: 7）

単純化すると、①は所得分布の観点から格差拡大を指摘し、②は階層移動の流動性に着目して階層の世代間再生産を問題視した。③は、これらの要因ともなりうる子どもの意欲の階層間格差の拡大を論じた。このようにして、同じ「格差」という言葉が用いられながらも、その指標（所得、資産、階層、子どもの意欲など）や問題視される局面（所得や資産の分配の不平等、階層や学歴の再生産など）は、論者や分野によって異なるのである。

それでは、何の「格差」がいかなる理由で問題なのだろうか。また、「格差」と教育との関係はどうあるべきだろうか。こうした問いを考察しようとするならば、「格差」の事実だけでなく価値判断に踏み込まねばならず、また、教育思想のみならずその後ろ盾となる社会哲学も必要とされるはずである。

そこで本論文は、ロールズ正義論という社会正義の構想をベースにしつつ〈教育機会の平等〉に焦点化することで、〈格差と教育〉をめぐる規範的諸問題について考察する。教育機会の平等に関わる規範的な問題や論点を整理し、ロールズ正義論の再検討を通じて、従来の対立構図を相対化する視点をそこに読み取り、また提示することを試みたいのである¹。

0.1.2 本論文の問題意識——前提される〈機会の平等観〉と〈自由 vs.平等〉

では、なぜ教育機会の平等に焦点化し、また、その何を問題化しようとするのか。ここでは、先の荻谷をはじめとするいくつかの見解を参照し、その問題のありかを示そう。

第一は、荻谷らの議論に前提されるような〈機会の平等観〉、つまり機会の平等に対する見方や捉え方である。先の荻谷の研究は、近代社会が想定する「強い個人」を所与とはせず、「階層と教育」問題を個人の形成の観点から捉えることで、個人の形成途上にある子どもに意欲の階層差が見出され、またそれが拡大傾向にあることを示した。これによって、一見してメリトクラシー化した日本社会において、メリトクラシーの造語者たる M. ヤングがメリット²の構成要素として知能とともに挙げた努力に、個人の出身階層が影響を与えていること、また、そうした努力の階層差が「機会の平等」の前提となる「誰でもがんばれば成功できる」という意識を掘り崩していることを指摘したといえる。それゆえ荻谷は、日本型メリトクラシーは努力主義を強調しつつも、「結果の不平等」や努力の階層差を隠蔽するイデオロギーとして機能してきたことを論じている（荻谷 2001: 第5章）。

こうした指摘に重要性を認めつつ、ここでは荻谷が問題化する「機会の平等／結果の平等」への理解に目を向けたい（荻谷 2001: 第6章）。荻谷によれば、小渕恵三元首相の委嘱による「21世紀日本の構想」懇談会の報告書に典型的にみられる「結果の平等」批判と「機会の平等」への転換を求める主張は、「結果の平等」を「和」の重視や画一性と同一視することで、「結果の平等」によって個人の自立や主体性が阻害されていると考える点で、日本的な理解である。これに対して、1960年代の米国に登場した「結果の平等」は、次のように特徴づけられるという。

……機会の平等を形式的に与えるだけではフェアな競争はできない。能力の伸長を阻まれている

¹ 「格差」という言葉について、吉川徹は「格差という言葉は、いま現在、発生している差の状態を記述するときによく用いられ」、これに対して「不平等という言葉は、理念としての平等の状態がうまく満たされていないという、社会のしくみを意味する」と区別している（吉川 2019: 2-3）。この点に関して本論文は、以下では英語圏の政治哲学・倫理学の用法にしたがって「発生している差の状態」——つまり吉川の用法では「格差」——を指して「不平等」(inequality) という言葉を基本的に用いる。本論文の課題は、この「発生している差の状態」を規範的な観点から考察するために「理念としての平等」や自由を解釈することにある。以下では、言及する論者が「格差」という言葉を用いている場合や、ロールズの「格差原理」に言及する場合に限り「格差」という言葉を用いる。

² ヤングは、メリトクラシー (meritocracy) を案出した著書『メリトクラシーの興隆』(Young 1958) において、「知能 (intelligence) と努力 (effort) がともにメリット (merit) を構成する」(Young 1958: 74 / 112) と定義している。

環境を改善しなければ、同じスタートラインに立ったことにはならない。結果の平等とは、機会の平等のいっそうの徹底と、にもかかわらず、それでも公平な競争を阻む、歴史的に蓄積された負の遺産（＝差別や貧困）に目を向けて考え出された平等主義の考え方だったのである。（荻谷 2001: 170）

つまり、「機会の平等」を徹底した延長線上に「結果の平等」があるという理解である。また、米国的な理解は、個人単位ではなくマイノリティとマジョリティといった集団間の比較する視点をもつ。そこで荻谷の診断によれば、日本版「機会の平等／結果の平等」は、事実として平等／不平等であるかを検証することから目を背けさせ、また、「機会の平等」は機会の質が問われることなく、その量的な拡大ばかりが求められることへと傾いている（荻谷 2001: 171-176）。

上記の荻谷の指摘に示唆されるのは、日本版「機会の平等」において機会の量的拡大が選択の自由と重ねられ、個人の自己責任を求める主張へとつながっていることである。こうした荻谷の分析は日本社会論として重要性を有する一方で、米国的な「機会の平等／結果の平等」の妥当性は不問に付している³。ここで荻谷が前提にしているのは、黒崎勲が『教育と不平等』（黒崎 1989）で分析した、米国の『モイニハン・レポート』（1965年）に象徴される「結果の平等論の登場」である（黒崎 1989: 第2章）。しかしながら、こうした米国的な機会の平等観は唯一の、また妥当な見方なのだろうか。本論文がまず問いたいのは、こうした自明視された見方である。

第二は、教育機会の平等をめぐるしばしば想定される理念的な対立図式である。同じく教育社会学から、藤田英典が義務教育における学校選択制の是非について論じた、次の一節を参照しよう。

学校選択制を主張する議論の多くは、この〔義務教育の〕本質的な特徴に根ざす諸規制・諸制約を一方で批判し、もう一方で、「いい学校」に行かせたいという保護者の関心や、特定の価値観・教育観や能力主義・エリート主義に立脚し、それを「選択の自由」という価値によって正当化している。その意味で、学校選択制導入論の多くは基本的なところで、「選択の自由」を至上の価値として重視する新自由主義的な考えに立脚し、その思潮に加担するものだといえる……。 （藤田 2005: 150-151）

藤田が学校選択制の導入に反対する論拠は多岐にわたるが、その中心的論拠は、「選択の自由」が学校間の序列化と格差拡大をもたらす、義務教育の基礎性を脅かすという点にある。乱暴に要約すれば、先の荻谷の指摘に示唆された機会の量的拡大と「選択の自由」が、市場化を掲げる新自由主義的イデオ

³ 荻谷は、後の『教育と平等』（荻谷 2009）において、義務教育への公的支出のロジックに着目して日本的な平等を「面の平等」として特徴づけているが、「機会の平等／結果の平等」に対する日本的な誤読への批判という点では、荻谷（2001）の主張と一貫している（荻谷 2009: 261-262）。

オロギーによって正当化され、不平等を拡大するという理解だといえる。

同様の懸念や問題意識は、実証研究のみならず哲学的言説にも見出せる。とりわけ強く危機意識を表明しているのは宮寺晃夫である。たとえば宮寺は、次のような現状認識を示している。

教育を受ける機会は、選択の幅が広がり、授業内容も増やされてきた。しかし、依然として地域的な偏りと、特定階層への優位性を残して機会は供給されている。機会の取得は、いっそう不公平なゼロ・サムゲームになっている。少なくとも、義務教育段階の教育機会は、誰もが平等にアクセスできる体制を維持することが重要である。通学区域制は、そのために設けられた「社会的」仕組みであるが、これのしぼりが緩和され、学校の自由選択制を採用する地区も出てきている。
(宮寺 2014: 85)

端的に言えば、選択の幅の拡大や学校の自由選択制の導入が、平等なアクセスを阻害するという主張である。さらに、「個人化に対抗してなんらかの平等化策を講じようとする」と、選ぶ自由の原則を主張する側から、理由の説明が暗黙裡に求められる。平等化の施策が、「正義」の名で正当性を証していかなければならないのも、原理の次元に下降すれば、自由に対する平等の優先性をどこまで証明できるかという難問に、逢着するから」だとする(宮寺 2014: 164-165)。こうして宮寺の現状認識の背景には、自由に対して平等をいかに擁護するかという形で、藤田と同様に自由と平等という対立図式を明確に読み取ることができる。

もちろん、教育機会の平等に関わる論点が以上の二点のみに集約されるわけではない。しかしながら、以上の点をふまえて本論文が問いたいのは、これらの研究が所与のものとする〈機会の平等観〉や、〈自由 vs. 平等〉という問題の捉え方である。こうした問題意識や図式は、それ自体が自由や平等についての特定の理解にもとづくものである。これに対して本論文は、こうした前提となる枠組みそのものを問い直し、問題を別の仕方で語り直す可能性を示すことを試みたい。そこでこうした問い直しのヒントをロールズ正義論のうちに求める。それによって、教育機会の平等を論ずる際に前提とされている図式や価値・理念の解釈にある種の転換をもたらすことを目指したい。

以上の問題意識の所以を示すために、次節では現代の政治哲学・倫理学の諸理論も参照しながら、議論の構図と見通しを整理しておきたい。

第2節 問題の構図と議論の見直し

0.2.1 〈自由 vs. 平等〉について

ロールズ正義論の登場以降、英語圏の政治哲学・倫理学に著しい理論的展開や発展があったことは、既に周知のこととなっている。ここではその内から本論文の問題意識に関わる論点を参照することで、

問題を限定しつつ議論の見通しを立てておこう。

まず、〈自由 vs. 平等〉という対立図式をめぐることは、その対立の次元を少なくとも二つの観点から区別しておく必要があると考えられる。それは正義構想間の対立と正義構想内の対立である。

第一は、〈リバタリアニズム vs. リベラリズム〉としてつとによく知られてきた対立である。この場合、リバタリアニズムは自由の側に、リベラリズムは平等の側に通常位置づけられる。自由と平等の対立はこの意味で、社会正義に関する考え方の根本における対立である。とりわけ代表的なリバタリアンである R. ノージックの理論に即せば (Nozick 1974)、その焦点は、ロールズのようなリベラリズムが平等のためにある種の自由を犠牲にする点に求められる。これはより端的には、最小国家を超える国家機能や再分配に要する徴税は、個人の所有権の侵害にほかならないとする主張である。

こうしたノージックによる洗練されかつラディカルなリバタリアニズムは、社会的・政治的にみて示唆深い。しかしながら、その提唱される最小国家が警察や司法などを超える国家機能を認めないように、その主張は本論文の問題設定を超えてしまう。さらにまた、ノージックの主張では形式的な機会の平等の要求すら、正義にもとる。それによれば第一に、人生はあたかも一つの賞に向かい皆が競争するようなレースではなく、競争条件の平準化はそもそも前提が誤りである。第二に、仮にある人が二人の人物から求婚され、片方がより魅力的であったとして、これが機会の平等に反するという理由で片方のその魅力を減じるという結論は導き出せない (Nozick 1974: 235-238 / 388-393)。

ここには後の論点と関わるものが含まれているものの、こうした正義構想間の対立は議論の焦点を本論文の射程外へと向かわせるため、措いておくことにする⁴。

第二は、リベラリズムの正義構想の内部に見出せる自由と平等の対立である。これは典型的には、J. S. フィッシュキンが〈トリレンマ〉として指摘したものである。フィッシュキンは、機会の平等に関してリベラル派の主張を構成する原理を以下の三つに要約することで、その困難を指摘する。

メリット原理 (the principle of merit) : 諸々の地位への適格さ (qualifications) の評価に関して、手続き的な公正さが普及しているべきである。(Fishkin 1983: 22)

ライフ・チャンスの平等 (equality of life chances) : 社会における最終的な地位への子どもの見通しが、〔人種・性別・エスニシティ・家族背景など〕生まれに関わる恣意的な特徴によって、組織的かつ重大な仕方で異なるべきではない。(Fishkin 1983: 32)

家族の自律 (autonomy of the family) : 子どもの発達を管理する、一定の家族内の合意にもとづく関係が、——大人として社会参加するのに必須の前提条件を子どもに確保する場合を除いて——強制的に干渉されるべきではない。(Fishkin 1983: 35-36)

⁴ リバタリアンと類似した見方から、機会の平等の要求を極めて限定的に定義する論考に Cavanagh (2002) がある。

フィッシュキンの指摘の要点はこうである。これらはどれも単一では過度な要求ではない。しかしながら、このうち二つを充たすことは、——たとえ理想状態にあっても——必然的に三つ目を排除する。すなわち、メリット原理と家族の自律を充たすならば、家族が我が子の有利な発達を狙うことは避けられず、ライフ・チャンスの平等は損なわれる。あるいは、ライフ・チャンスの平等とメリット原理を貫徹させるならば、家族の自律に対する何らかの干渉が避けられない、といった具合である。

とりわけ家族の自律とライフ・チャンスの平等との対立は、一般にも認識された論点であろう。また、ロールズの正義の二原理との関わりでは、これは家族の自律と公正な機会の平等との対立として顕在化する。たとえば一部の論者は、公正な機会の平等が求めるところにしたがえば、家族制度は廃止されることになるかと解釈した。しかしながら、ロールズ正義論の立場からは、原理間に定められた辞書式の順序によって、この問題に対して一定の解答が得られる。すなわち、辞書式の順序によれば、基本的諸自由の保障を命ずる第一原理が、公正な機会の平等に対して優先する。それゆえ、家族制度を廃止すべきといった主張は、第一原理の侵害を伴うものであり、ロールズ正義論の観点からは肯定されない⁵。そのような解釈はカリカチュアされたものだといってよい。そこで本論文では、この正義構想内の対立もひとまず措くことにする。

ただし、最近の議論では、家族の自律の核心を問い直すことで、ライフ・チャンスの平等の追求との境界線を明確化する試みもみられる。H. ブリッグハウスと A. スウィフトによる〈家族の価値〉(family values) の検討がそれであり (Brighouse and Swift 2014)、これは従来の保守派ではなくリベラル派の側から家族の価値を問い直し、それを理論内に位置づけるものだといえる。つまり、家族に不可欠の価値とそうでない価値とを峻別できれば、それを侵害しない範囲でライフ・チャンスの平等を要求することも可能となるだろう。本論文ではこの論点を詳細には検討できないが、第3章ではブリッグハウス/スウィフトの関連する主張を取り上げるなかで、彼らの議論がライフ・チャンスの平等に対して家族の自律を暗黙のうちに優先するものとして、批判的に言及する。

以上のようにして、現代の正義論を参照することで自由と平等の対立図式を二つの観点から整理した。しかしもう一方で、現代の平等論においては、自由との対立よりも平等を信奉する陣営の内部で盛んに論争が交わされてきたといえる。そこで次に、そこから本論文で検討する論点を予め簡潔に取り上げつつ、本論文の展開について示したい。

0.2.2 本論文で検討する論点

第一は、〈運の平等主義〉の展開である。運の平等主義は、ある種の機会の平等観を理論的に精緻化することによって、分配的正義の理論にまで高めた理論的潮流である。運の平等主義の機会の平等観

⁵ 実際にロールズ自身が、正義論の文脈全体を考慮すれば家族制度の廃止という結論には傾かないと指摘している (*TJ* 511-512; *Rev.* 447-448 / 669-670)。

は、先の荻谷が前提にした機会の平等観とも類似しつつ、そこに選択と責任の構想を組み込んだ理論的展開をみせるものである。また、従来ロールズ正義論と運の平等主義との間には共通性が見出されてきた。そこで第1章は、運の平等主義とロールズ正義論を比較検討する。これについて本論文では、ロールズの機会の平等観に自由の構想を読み取ることで、両者の機会の平等観が一線を画するものであることを論じたい。

もちろん、これによってロールズがリバタリアンであると主張したいわけではない。むしろ本論文は、リバタリアンと異なる自由の構想をそこに見出したい。また逆に、リベラリズムという言葉がしばしば自由主義と訳されるように、ロールズ正義論と自由という視点はむしろ平板なものに思われるかもしれない。しかしながら、これまで個別的な論点として自由について焦点化されてきたのは正義の二原理のうち第一原理に対してであり、また、リベラリズムという言葉でとくに問題化されてきたことに一つは、包括的教説の多元性を所与とした正義の政治的構想を探求する〈政治的リベラリズム〉の解釈や是非についてである⁶。これらに対して本論文は、第1章で〈自由の実効化〉という視点を導入することで、機会の平等を通じた人間の広範な自由の実現に関わる構想を読み取ろうとする。

第二に、〈関係論的な平等主義〉と呼ばれる立場がある。この立場が目指すのは、何らかの指標によって測られる財の平等ではなく、人びとが対等であるような社会関係の創出である。この点で、関係論的な平等主義は、運の平等主義と対立的に捉えられる。第2章では、この関係論的な平等主義との関わりから、ロールズ正義論の平等主義としての特徴を明らかにする。この点について、第1章では、自由の実効化という視点を重視するのであるから、本論文はロールズ正義論をもっぱら自由の立場に位置づけるものと予想されるかもしれない。これに対して、本論文は関係論的な平等主義という視点から、ロールズ正義論が平等主義的な側面をたしかに有することを確認する。それゆえ、第1-2章を通じて本論文が退けたいと考えるのは、自由と平等を二者択一に捉える発想そのものである。

もっとも、こうした関係論的な平等主義の立場を重視する観点からは、教育機会の平等論におけるデモクラシー論的な展開こそが検討されるべきだと考えられるかもしれない。代表的には、A. ガットマンによる〈民主的教育論〉がある (Gutmann 1999)。平井悠介によるガットマンの教育理論への包括的研究が示すのは、教育機会の平等論の熟議デモクラシー的、またシティズンシップ論的な展開と変容である (平井 2017)。またあるいは、K. ハウによる〈参加〉論的な教育機会の平等の解釈もある (Howe 1997: ch. 4; 福島 2009)。こうした点について、本研究の射程はあくまで分配論的な側面にとどまる点で、限定されたものである。しかしながら、第3章において検討する現代の教育機会の平等に関わる論争にみるように、シティズンシップ論を強調する議論にも (e.g. Satz 2007; 2008)、同時に分配論的な側面が見出せる。それゆえ、デモクラシー論的な展開によって本研究が扱う議論が

⁶ 第一原理に関しては、その優先権に対する Hart (1973) の批判が有名である。いわゆる「リベラル・コミュニタリアン論争」については、Mullhall and Swift (1996) を参照。また、リベラリズムと宗教という観点から、ロールズのリベラリズムの生成と展開を一貫した形で描き出す最近の研究に、田中 (2017) がある。

必ずしも乗り越えられたとはいえないことを示すつもりである。

そこで第三は、〈平等の評価原理〉と呼ばれる諸原理を区別し、それらの教育への適用について検討することである。現代の平等論の展開において、本研究の問題意識にとってとりわけ重要だと考えられるのは、一般に平等主義として想定される立場には、厳密には区別すべき少なくとも三つの立場——目的論的平等主義、優先主義、十分主義——が含まれること、また、目的論的平等主義の立場が厳しく批判されることで、平等の困難が強く認識されるに至っていることである。このことは、教育機会の平等を論じるにあたっては無視できない論点を提示するとともに、〈自由 vs. 平等〉という対立図式そのものの妥当性を疑わせるものであることを、第3章において確認する。

最後に、ロールズ正義論と教育について論じることについて、日本では既に言及した黒崎や宮寺によってこれまでロールズ正義論の援用が試みられてきた。ただしそれらは、教育と不平等、能力主義、教育の分配論といった主題の研究の各論としてロールズ正義論を取り上げるものである⁷。この点で本論文がより重要な先行研究として位置づけたいのは、M. V. コスタによるシティズンシップ教育論である (Costa 2011)。コスタの研究は、ロールズの「自由で平等な市民」「理にかなう」(reasonable) といったキータームの解説をふまえて、教育や学校における「パトリオティズム」や「文化的多様性」の扱いなどへの示唆を積極的に導き出そうとする包括的な研究である。本論文は次に述べるような点で検討の対象や問題が限定されるものの、同様に正義の二原理が教育機会の平等に対して有する含意を積極的に引き出そうとするものである。

0. 2. 3 検討対象と問題の限定

本論文の検討は以下の点で限定されている。まず、本論文が教育機会の平等に関する諸問題を検討するという観点から、主として正義の二原理の解釈に注力する。「反照的均衡」や「原初状態」といった倫理学方法論や正当化に関わる論証については扱うことができない。

正義の二原理の定式を改めて提示しておく以下の通りである。

第一原理 (First Principle)

各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な全システムに対する対等な権利を有するべきである。ただし、すべての人の自由の同様な体系と両立可能なものでなければならない。

第二原理 (Second principle)

社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されねばならない。

(a) そうした不平等が、正義にかなった貯蓄原理と首尾一貫しつつ、最も不遇な人びとの最大

⁷ 黒崎 (1989: 第6章; 1995: 第2章)、宮寺 (2006: 第3章) を参照。

の便益に資するように。

(b) 公正な機会平等の諸条件のもとで、全員に開かれている職務と地位に付随するように。

(*TJ302; Rev. 266 / 402-403*)

簡単に説明しておく、〈第一原理〉は、思想・良心の自由、表現の自由、参政権などの基本的諸自由が人びとに平等に保障されねばならないことを示す。〈第二原理〉は、社会的・経済的不平等の許容条件を示す。そのうち (b) が〈公正な機会の平等原理〉(principle of fair equality of opportunity)、(a) が〈格差原理〉(difference principle) と呼ばれる(貯蓄原理は本論文で考察しない)。つまり、この二つが充たされた条件下での社会的・経済的不平等は、正当なものとみなされる。また、各原理の間には、〈辞書式の順序〉(lexical order) と呼ばれる原理間の優先権が定められる。第一原理は第二原理に優先し、第二原理内では (b) の公正な機会の平等原理が (a) の格差原理に対して優先する。このことは、第一原理がまず優先して充たされるべきこと、また、第一原理が定める基本的諸自由の欠如が、第二原理が定める社会的・経済的な便益によって埋め合わされえないことを意味する。同様のことは、公正な機会の平等と格差原理の関係についてもいえる。

また、文献に関しては、本論文は 1971 年刊の初版『正義論』を主たる検討対象とする。1999 年刊の『改訂版』については、原文が一致する限りで頁数を併記し、その他の著作は必要な範囲でのみ参照する。これは、本論文が中心的に検討する正義の二原理を、ロールズが終始一貫してほぼ同様の形で堅持しつづけたこと、また、とりわけ第 2 章で示すように、ロールズへのいくつかの批判に対しては初版『正義論』のテキストに即して、その解釈の誤りが指摘可能であると考えることがその主な理由である。またその際、ロールズ正義論の各著作間での理論的な変遷や一貫性といった問題については、本論文は原則として論じることができない。

さらに本論文は、たとえば人種・障害・ジェンダーといった教育機会の平等に関わる具体的な論点について詳しく扱うことができない⁸。その理由は、ロールズ自身がこれらの論点を理論の射程外においている点が挙げられる。

⁸ こうした論点について、たとえば宮寺編 (2011) 所収の論考を参照。

第1章 機会の平等と自由——ロールズの〈機会の平等観〉再考

本章は、ロールズの〈機会の平等観〉について再検討することを試みる。ここで念頭におくのは、公正な機会の平等原理のみに限定されない、ロールズの機会の平等に対する見方や捉え方である⁹。機会の平等を追求する目的や必要性は、しばしばスタート地点の平等化に求められることがある。そこに示されるのは、〈競争条件の平準化〉(leveling the playing field)としての機会の平等観であろう。この発想を抽象化し分配的正義の理論へと高めたのが運の平等主義だといえる。本章の目的は、この運の平等主義とは異なる機会の平等観をロールズ正義論に見出し、これを〈自由の実効化〉として特徴づけることで、ロールズ正義論に対する理解および機会の平等を追求することの意義について、ある種の転換をもたらそうとする点にある。

以下では、まず、ロールズの機会の平等観に対する従来の解釈を取り上げ、それらが運の平等主義との間に共通性を見出すものである点を確認する(第1節)。次に、ロールズの機会の平等観を示す基本的な論証とその背景を検討することで、それが競争条件の平準化に還元されえない主張であることを示す(第2節)。そのうえで、ロールズの機会の平等観を自由の観点から改めて解釈し直し、その特質を自由の実効化として特徴づける(第3節)。

第1節 問題の所在

1.1.1 運の平等主義と機会の平等

まず、本章が比較対象に据える〈運の平等主義〉(luck egalitarianism)の主張を簡単に整理し、その発想の根幹が機会の平等と関わることを確認することから始めよう。ここで念頭におくのは、R. ドゥオーキン、R. アーネソン、G. A. コーエンらの見解に代表される一群の分配的正義論である¹⁰。その基本主張を、広瀬巖は次のように要約している。

運の平等主義: 不平等は、それが所与運のもたらす影響の差異を反映している場合には、悪(bad)ないし不正義(unjust)である。不平等は、それが選択運のもたらす影響の差異を反映している場合には、悪ないし不正義ではない。(Hirose 2015: 45 / 54)

選択運(option luck)と所与運(brute luck)は、ドゥオーキンが導入した二種類の運概念である

⁹ 公正な機会の平等原理(と他の原理との関係)については第3章で検討する。本章が検討するのは、公正な機会の平等原理や格差原理を含むロールズ正義論全体に通底する機会の平等観である。

¹⁰ こうした見解を示す代表的文献として、Arneson (1989)、Cohen (1989)、Dworkin (1981)などがある。運の平等主義という名称は、この立場をカテゴライズして批判したE. アンダーソンの論考に由来する(Anderson 1999; cf. Knight and Stemplowska 2011: 9)。

(Dworkin 1981: 293)。選択運とは、慎重に計算した上でのギャンブルのようにリスクを承知で個人が選択する運であり、所与運とは、そうしたギャンブルとは異なる形で個人に降りかかる運である。したがって、その基本主張によれば、所与運の影響による不平等は是正されねばならず、また、選択運の影響による不平等に対して是正は要求されない。そうすることで、個人の選択とその責任を組み込んだ平等主義の分配的正義論を提示しようとするのである。ただし、選択運と所与運の境界線をどこに引くかは論争的であり、これによって運の平等主義はさまざまなヴァリエーションをとる。

本章にとって重要なのは、こうした主張の説明に、しばしば機会の平等が持ち出されることである。少し長いが、広瀬による別の解説を引用しよう。

第一に、運の平等主義は、平たくいえば「機会の均等」を目指している。機会の均等の理念によれば、すべての人のスタートラインを均一化し、その上で各人望むように人生設計に関わる選択を行う環境を整備する。……多様な人生を設計する機会を平等にすれば、それ以降人生が結果的に失敗するかしないかは個人の選択と責任である。機会の均等がなされた後、結果として不平等が生じたとしても、それは選択運の結果であり、分配的正義が云々というものではない。これが機会の均等の意味するところである。運の平等主義は、かかる機会の均等に対して道徳的正当化を与えるものとするところである。(広瀬 2014: 34-35)

それゆえ、運の平等主義は、スタートライン（競争条件）の平準化という直観の延長線上にある。運の平等主義と競争条件の平準化との結びつきは、ドゥオーキンらの発想を引き継ぐJ. ローマーの機会の平等論にも見出せる (Roemer 1998: sec. 1)。ローマーによれば、こんにち西洋デモクラシーに広く行き渡る機会の平等の考え方には、諸々の地位へと競争する諸個人の間での〈競争条件の平準化〉(level the playing field) と、諸々の地位への競争において、重要で関連ある属性のみが判断されるという〈非差別原理〉(nondiscrimination principle) の二つがある。こうした見方の幅を認めつつもローマーは、これらすべてに共通する指針として、機会の平等原理がある時点で利益の達成に対して個人に説明責任 (accountability) を課す点を挙げる。すなわち、競争の開始前は諸々の機会が平等化されねばならないが、開始後は個人の裁量とされる。こうして、機会の平等に対する見方の違いは、その「前」「後」を分けるスターティング・ゲートをどこに置くかの違いとして類別することができるとするのである。

ローマー自身の主眼は、個人の説明責任に対する見方を社会政策に変換するためのアルゴリズムを提示することであり、その機会の平等論の道徳的正当化ではない¹¹。しかし、その前提にあるのは、機会の平等を競争条件の平準化と同一視する捉え方であり、さらには個人の選択と責任を組み込むタイプの平等主義である。このようにして、運の平等主義と競争条件の平準化との間には結びつきをみ

¹¹ ローマーの機会の平等論の詳細については、たとえば井上 (2011: 189-195) を参照。

てとることができる。

1.1.2 機会の平等と道徳的恣意性

運の平等主義と機会の平等との関係について確認した。以上のような機会の平等観はロールズ正義論にも見出されるか、あるいは、そのルーツがロールズ正義論に求められてきたといえる。その際、そうした見方が頻繁に言及してきたのが、〈道徳的恣意性〉(moral arbitrariness)の主張である。

そうした見方によると、従来の機会の平等は、正義の要求として不十分なものである。というのも、一般に機会の平等は、社会的ないし環境的な面で競争条件の平準化を求める。それは人びとを取り巻く状況が当人の選択によるものでないからである。この考えを敷衍するならば、同様に当人の選択によるものでない自然的ないし遺伝的な要因も、競争条件の平準化の対象に含めるべきことになる。しかし、従来の機会の平等はこれらの要因をその射程に含めてはおらず、その点で不十分だというわけである。そして、こうした不十分さの指摘に根拠を与えるものとして頻繁に言及されてきたのが、社会的・自然的な要因がどちらも「道徳的に恣意的」(morally arbitrary)だとするロールズの言明である。したがって、このような見方によれば、ロールズの機会の平等観は、機会の平等を追求する理論的根拠を道徳的恣意性に見出しつつ、その適用範囲が社会的次元に留められることの不十分さを指摘して、より十全な方策の必要性を説くものである。

こうした見方をとる解釈をいくつか取り上げておこう。まず、比較的初期の解釈例として、B. バリーの所論がある (Barry 1988)。バリーがロールズの深層に見出す道徳原理は、「「道徳的に恣意的」な特徴は正義の要求事項を定めるにあたって考慮されるべきでない」であり、その際、「機会の平等原理は、成功や失敗を決定する「道徳的に恣意的」な要因の除去を求める訴えとしてもっともらしくみなされている」という (Barry 1988: 24)。そこでバリーの解釈では、この道徳的恣意性にもとづく機会の平等は、環境的要因であれ、遺伝的要因であれ、職業的達成に差異をもたらすあらゆる源泉を除去することを求めるため、結果の平等へと行き着くものである。この解釈では、個人の選択や責任に重要性は与えられていないが、機会の平等を道徳的に恣意的な要因の除去を求める競争条件の平準化として捉え、ロールズの機会の平等観をその徹底として理解している。

また、ロールズと運の平等主義をより結びつける解釈が、W. キムリッカによる現代政治哲学のテキストに示されている (Kymlicka 2002: ch. 3)。バリーと同様の解釈を示しつつ、キムリッカは端的に「ロールズの中心的直観の一つは、選択と状況の区別に関わる」(Kymlicka 2002: 70 / 103)と述べる。しかし、キムリッカによれば、ロールズはこの直観を貫徹させていない。ロールズが導入する格差原理は、この選択と状況の区別に感応的ではないのである¹²。したがって、キムリッカの評価では、道徳的恣意性の主張それ自体は正しいが、その実行を不徹底なままにした点でロールズは誤っている。

¹² 格差原理が選択と状況の区別に非感応的という点については、次章でもう一度説明する (2. 2. 2)。

結論と評価は異なるが、これらの解釈はロールズの機会の平等観を競争条件の平準化として捉え、また、その理論的根拠に道徳的恣意性の主張を見出す点で共通している。しかしながら、2000年代以降、ロールズ正義論をより総合的に評価することで以上の見方が相対化されてきたことも事実である。たとえば N. ダニエルズによれば、ロールズ正義論の平等主義は、契約論の理念や平等の承認論的構成要素など複数の平等主義的な考慮事項の統合として理解すべきである。また、道徳的恣意性の主張をロールズ正義論の唯一ないし支配的な根底的理念とみなすことは、その解釈においてミスリーディングであるだけでなく、平等主義としても望ましいものではない (Daniels 2003: 246-256)。つまり、この点でロールズ正義論と運の平等主義との間には隔たりがあるというのである。

次章にみるように、本論文はロールズ正義論を関係論的な平等の観点から解釈する点で、ダニエルズの解釈とその方向性を共有する。しかしながら、ダニエルズの解釈は、他の平等主義的な考慮事項に注目することで、道徳的恣意性の主張の相対的な位置づけを弱めるものであり、ロールズの機会の平等観そのものは等閑に付している。本章がこだわるのはこの点である。ロールズの機会の平等観の内実を、以上とは異なる視点から描き出すことが本章の課題である¹³。

第2節 基本となる論証とその背景

1.2.1 基本となる論証

上述の関心と課題のもと、ロールズの機会の平等観を再検討しよう。ロールズの機会の平等観を示す基本となる論証が『正義論』第2章に示されている。それは第二原理の大まかな定式から出発し、第二原理にありうる四通りの解釈（自然本性的自由の体系、自然本性的貴族制、リベラルな平等、民主的平等）を吟味することで、最終的に第二原理を〈公正な機会の平等原理〉と〈格差原理〉との組み合わせからなる〈民主的平等〉として解釈・定式化するものである。この論証は先のバリーらによって取り上げられてきたものであり、つとに周知のものとなっている。本節では、まず改めて基本となる主張や論点を五点に分けて確認し、続いてそれらの主張を背景的な観点から再検討する。

第一は、〈形式的な機会の平等〉(formal equality of opportunity) とそれが抱える問題である。これは、〈自然本性的自由の体系〉を特徴づける機会の平等であり、「諸々の地位が、それらを求めて努力する能力と意欲のある人びとに開かれている」(TJ66; Rev. 57 / 91) ことを意味する。ロールズは別の表現で「才能に開かれたキャリア」とも呼ぶように、形式的な機会の平等は、職業選択の自由と

¹³ 他にも、S. フリーマンもダニエルズと同様、道徳的恣意性の主張が中心的主張ではない旨を指摘し、総合的な観点からロールズ正義論と運の平等主義を区別している (Freeman 2007a: ch. 4)。また、林芳紀もキムリッカやバリーらの運の平等主義的な解釈を退けたうえで、ロールズの中心的な平等観を、すべての人びとに社会的協働に積極的に参画可能な市民としての地位を平等に保証する点に見出しており、その点で関係論的な平等の観点から解釈するものといえる (林 2009a; 2009b)。本章は、後に言及するようにフリーマンの議論から部分的に示唆をえており (1.3.2)、また林の解釈との違いについては、次章でも言及する (2.1.1)。しかしいずれにせよ、どの論者もロールズの機会の平等観の内実については等閑に付している、というのが本章の問題意識である。

いう最も基本的な機会の平等を意味する。しかしながら、これは次の理由から退けられねばならない。

……必要不可欠な後ろ盾となる制度を保持するのに必要である場合を除いて、社会的な条件の平等や類似性を保持する努力はなされないため、任意の期間に先立つ資産の初期分配は、自然本性的および社会的な偶発性に強く影響される。所得や富の現行の分配は、いわば生来の資産——すなわち、生来の才能や能力——の先行分布がもたらす累積的効果である。というのも、生来の資産が開発されたり実現されなかったりするの、さらにやがてそれらの資産の活用が優遇されたり冷遇されたりするの、災難や幸運のような社会的状況やチャンスの偶発性によるのであるから。直観的に、自然本性的自由の体系の最も明白な不正義は、この体系が、道徳的観点からすれば多分に恣意的な (so arbitrary from a moral point of view) これらの要因が分配上の取り分に不適切な影響を与えるのを許容することにある。(TJ72; Rev. 62-63 / 98)

職業の選択や地位の獲得、またそれに伴う所得や富の分配は、人びとの生来の才能や能力がどれほど開発ないし実現されるかに影響されるが、これを左右するのは出自や財産といった当人を取り巻く社会的状況である。しかし、形式的な機会の平等にはその影響を是正する機能がなないため、その理念を実現しない。また、どのような社会的状況のもとに生まれるかは、災難や幸運のように偶発的である。このようにして、その根拠が道徳的恣意性に求められつつ、形式的な機会の平等は退けられる。

第二は、これに対してロールズが導入する〈公正な機会の平等〉(fair equality of opportunity) である。ロールズはその定式を「諸々の地位が形式的な意味で開かれているべきのみならず、それらの地位を獲得する公正なチャンス全員が有するべき」としつつ、さらに次のように定義する。

生来の資産の分布があると想定して、才能と能力において同じ水準にあり、またそれらを活用する意欲も同じ人びとは、社会システムにおける出発地点に関わりなく——つまり彼らの生まれる所得階級に関係なく——成功への同じ見通しを有するべきである。(TJ73)¹⁴

たとえば、才能と意欲が同水準で異なる階層出身の代表的人物が二人いるとして、経済的理由でその一方のみが進学や職業選択を断念せざるをえない社会システムは、社会生活の出発地点に関わりなく同じ成功の見通しを保障しておらず、公正な機会の平等に反する。それゆえロールズは、公正な機会の平等のもとでは、〈財産や富の過度な蓄積の防止〉、また、〈全員に教育の平等な機会の維持〉(階級間の障壁を解消するように学校システムを設計すべきこと)の二点が重要であることを強調する。

しかしながら、第三に、公正な機会の平等もまた問題を抱える。その問題点は二つある。

¹⁴ 『改訂版』では、「つまり彼らの生まれる所得階級に関係なく」が削除 (Rev. 63 / 99)。

一つには、たとえリベラルな構想が社会的な偶発性の影響を取り除く上で完璧に機能するとしても、その構想は富や所得の分配を能力や才能の生来の分布が決定することを依然として許容する。後ろ盾となる制度編成が許容する範囲内ではあるが、分配上の取り分は生来のめぐり合わせの結果いかんで決まる。その結果は、道徳的観点からすれば恣意的である。所得や富の分配を歴史的・社会的な運／不運に委ねる理由がないように、生来の資産の分布に委ねる理由もない。(TJ73-74; Rev. 64 / 100)

つまり、社会的偶発性が道徳的観点から恣意的であるのならば、人びとがどのような才能や能力を生まれもつかもまた生来のめぐり合わせ (natural lottery) であり同様に根拠がないという論点である。公正な機会の平等にこれを是正する機能はない。

さらに、少なくとも家族という制度が存在する限り、公正な機会の原理は不完全にしか実行されえない。生来の潜在的諸力が発達し結実する度合いは、あらゆる種類の社会的な条件と階級ごとの態度に影響を受ける。努力しようとする意欲、挑戦する意欲、また、普通の意味で何ごとかに値しようとする意欲でさえ、それ自体は幸福な家族と社会的状況に依存している。同じような生来の資質を有する人びとに対して、達成や文化・教養 (culture) の平等なチャンスを保障するのは実際上不可能であり、それゆえ、この事実を承認しつつ、生来のめぐり合わせそれ自体の恣意的な影響も緩和する、一つの原理を採用することを望んでもよいだろう。リベラルな構想がそれに失敗していることから、正義の二原理の別の解釈を探そう促されることになる。(TJ74; Rev. 64 / 100-101)

つまり、社会的偶発性の問題に限ったとしても、公正な機会の平等は不完全にしか機能しない。家族や出身階層が教育達成に与える影響は、社会学などの実証研究でいく度も取り上げられてきた論点であるが、ロールズもまたここで、家族や出身階層が人びとの生涯の見通しに対して影響を与えると認識を示している。それゆえロールズは、〈リベラルな平等〉を不十分な構想であるとして、公正な機会の平等原理に格差原理を組み合わせた〈民主的平等〉を支持する。

そこで第四は、格差原理が〈矯正原理〉 (principle of redress) が持ち出す考慮事項をいくらか重視する点である。矯正原理とは、「不当な (undeserved) 不平等は矯正を必要とする」という原理であり、この原理によれば、「出生の不平等と生来の資質の不平等は不当なものであるため、何らかの仕方で補償されるべきである」という。そこでロールズは、教育機会の平等に関わる論点として、「この原理を追求するにあたっては、少なくとも人生の一定期間——たとえば学校教育の初期段階——にわたり、知的により優れた者よりもそうでない者の教育に対して、より多大の資源が費やされるかもしれ

ない」とし、教育資源の優先的な分配の可能性を示唆する（*TJ101; Rev. 86 / 135*）。

最後に第五の点は、矯正原理にも限界があることである。そもそも矯正原理は正義の唯一の規準としては提案されておらず、あくまで他の諸原理とバランスを図りつつ重視されるべき、一見自明の原理（*a prima facie principle*）であるに過ぎない。それゆえ「格差原理は、あたかも全員が同一のレースを公正な基盤にもとづいて競争することが予期されているかのように、ハンディキャップを解消しようとするを、社会に要求することはない」（*TJ101; Rev. 86 / 136*）という。

以上、周知のことも多く引用も長くなったが、ロールズの機会の平等観の基本となる論証を整理した。これによって改めて確認したいのは、一連の論証や引用を注意深く読むと、これらがバリーやキムリッカらが解釈したような道徳的恣意性の主張にもとづく競争条件の平準化としては、単純に理解できないことである。一連の論証はそうした直線的な主張ではなく、社会的偶発性や生来のめぐり合わせの影響の是正が抱える限界がつねに意識されている点で、むしろ抑制的な論調ですらあるのだ。

というのも、まず、公正な機会の平等は、社会的偶発性の問題に限ったとしても不完全にしか機能せず、示されるのは「この事実を承認しつつ、生来のめぐり合わせそれ自体の恣意的な影響も緩和する」道筋である。また、格差原理については、「全員が同一のレースを公正な基盤にもとづいて競争する」という競争条件の平準化が規準ではないことが明示される。ここから、結果の平等が導かれると考えるべき理由はなくなる。状況と選択の区別がロールズの中心的直観であると考えてよいかも疑わしい。ここまでの論証からは、個人の選択と責任に対する強調は読み取り難い¹⁵。

さらに以下では、ロールズの論証のいくつかの背景に目を向けることで、上記の論点を補強しつつ議論を本章の中心的主張へとつなげてゆきたい。そのために、ここではロールズが公正な機会の平等を定式化する際の背景にある二つの文献を検討する。

1. 2. 2 公正な機会の平等とシジウィックの功績批判

ロールズは公正な機会の平等の定式化にあたり、H. シジウィックによる『倫理学の方法』（Sidgwick 1907）の一節を指示しているが（*TJ 73n; Rev. 63n / 99n*）、このことはほとんど注目されていない。また、『政治哲学史講義』において、ロールズは「ミル講義」で機会の平等に言及するものの（*LHPP 198 / 533*）、「シジウィック講義」で言及しているわけではない。しかしながら、先のロールズの抑制的な論調との関連からは、シジウィックへの参照が一定の重要性を有しているように思われる¹⁶。

¹⁵ この点に関して、後に『政治的リベラリズム』では、「諸目的への責任」（*responsibility for ends*）という考えが導入される（*PL 33-34, 185*）。この点についてはフリーマンが、運の平等主義との差異について論じている（*Freeman 2007a: 124-132*）。

¹⁶ ロールズへのシジウィックの影響として一般に認知されているのは、倫理学方法論である「反照的均衡」や、善の理論を説明する際に導入する「熟慮的合理性」に対する影響だと思われる。また、ロールズによるシジウィックへの言及としては、『政治哲学史講義』の「シジウィック講義」の他に、1981年の『倫理学の方法』再刊に寄せた「はしがき」がある（*Rawls 1981*）。そこでは、シジウィックが

参照されるのは『倫理学の方法』第3部第5章内の注である (Sidgwick 1907: 285n)。シジウィックがその章で大きく論じているのは、正義概念の曖昧さである。シジウィックは、コモン・センスにもとづいて正義を自由や平等、幸福などと同一視して定義する見解を列挙して、そのどれもが正義概念の厳密で有益な定義に至っていないことを論証しようとする (cf. *LHPP* 385-388 / 697-701)。ロールズが参照するのは、なかでも正義を功績 (desert) として定義する見解を批判したくだりにある注である。ロールズは、公正な機会の平等の定式化にあたって以下の一節に示唆をえたという。

たしかに、あらゆる階級に手が届く範囲に最善の教育をもたらすことで、状況に起因すると思われる諸々の不平等を除去することが、ある程度は可能だろう。その結果、すべての子どもが、彼らにとって適すると思われたどの職務にも選抜されて訓練される、平等な機会をもつかもされない。加えて、このことは、恣意的な不平等を除去ないし緩和する限りで、理想的な正義が命ずるものであるように思われる。したがって、抽象的な正義についての人間の考えが示されているとわかることを予期してよいような、社会の理想的な再構築において、概してこのような制度が場を築いてきたのである。それでもなお、除去できない、あるいは見積もることすらできない生来の不平等が多くあるだろう。(Sidgwick 1907: 285n)

才能や能力、意欲の水準が同じ人びとは成功への同じ見通しを有するべきとする公正な機会の平等の定式は、この引用からは即座には見出し難い。シジウィックの「不平等の除去」といった表現を、ロールズはむしろ「同じ見通しを有するべき」といった表現に言い換えたようである。一方で、ロールズがその条件として挙げた〈全員に教育の平等な機会の維持〉の原点が、いわば全階級的な教育の普及あるいは普遍的な教育制度という形でここに見出すことができる。さらに、公正な機会の平等が対処することのできない生来のめぐり合わせの問題は、「生来の不平等」(natural inequality) という表現で言及されている。しかしながら、より注目すべきは、シジウィックのこの言明があくまで抑制的な主張であることである。つまりその主旨は、全階級的ないし普遍的な教育によって、たしかに理想的な正義が命ずる機会の平等がある程度は実現可能であろうが、それでもなお除去できない不平等があるという点にこそあるのである。

このことは、その注が付された文脈からより明らかとなる。シジウィックはそこで次のようなことを論じている (Sidgwick 1907: 284-285)。まず、功績に関する自由意志論者の見方は、よき意志や行為が大部分はよき性向や習慣といった遺伝、あるいは親や教師のケアに由来する点で困難を抱えることになる(これは次章で言及するロールズの功績批判にも重なる論点である)。それに対して決定論者の見方では、理想的にはすべての人びとが等しく幸福を享受すべきことになるが、これは突き詰めれ

古典的功利主義学説の困難を自覚しつつも、そこから離脱することなく、一貫性と体系性のある学術的著作を著した点が高く評価されている。

ば「すべての有感生物」(all sentient beings)を対象に含めるべきことになり、コモン・センスと矛盾する。さらに、実践上は、両者の違いはほぼ影響をもたらさない。ある人が達成したことのもどこまでが天賦の才や恵まれた状況によるもので、どこからが当人の自由な選択によるものかを実践上区別することは不可能なように思われるからである。それゆえ、「自発的行為によって意図的に為された功労 (services) がもつ真価に比例するように報酬を与えんとすることで満足せねばならない」(Sidgwick 1907: 285)。このようにしてシジウィックは、自由意志や選択とそれらを超える要因との区別が困難であることを指摘しつつ、正義を功績によって定義する見解を退けるのである。

以上のようにして、先に指摘したロールズの機会の平等観の抑制的な論調の所以が、シジウィックの議論という背景を通してより確証されるように思われる。すなわち、ロールズの機会の平等観には個人の選択と責任の強調が不在であるが、そもそもシジウィックが主張したところでは、功績概念が前提とする自由意志や選択からそれらを超える要因を区別することが困難である。また、ロールズの一連の論証には、社会的偶発性や生来のめぐり合わせの影響の是正が限界を抱えることが意識されていたが、ロールズが指示したシジウィックの一節もまた同様の見解を示している。

1. 2. 3 才能に開かれたキャリアとトーニーの平等論

次に、ロールズの機会の平等観をより積極的に特徴づけていくために、ロールズが公正な機会の平等を定式化するにあたって指示するもう一つの文献を取り上げておこう (*TJ* 73n; *Rev.* 63n / 99n)。それは、英国の経済史家の R. H. トーニーによる『平等論』(Tawney 1931)である¹⁷。この文献は、歴史的な観点から機会の平等に対する示唆深い視点を提供してくれる。

先に触れたように、ロールズは形式的な機会の平等を〈才能に開かれたキャリア〉(careers open to talents)と言い換える。ロールズはこれが伝統的なフレーズだとしつつも、その詳しい由来や意味を説明していない。この表現は、おそらく仏語の *la carrière ouverte aux talents* (才能に途は開かれる) に由来するもので、欧米の教養人にはそれなりに知られたフレーズだったようである。この表現に言及するいくつかの文献を遡るとトーニーの『平等論』に行き着く。ロールズもまた『平等論』を参照しているため、フレーズはここから採ったのではないかと推察される。

トーニーはそこで(形式的な)機会の平等について論じているが、その言及には機会の平等がいくつかの点で両義性を帯びたものであることが示されており、また、それらには既に検討したロールズの機会の平等観を示す基本となる論証への影響が確認できる。第一に、機会の平等が結果の平等をもたらさないというトーニーの認識である。歴史的に、機会の平等を求める運動が敵視したのは法や慣習によって固定された特権や社会的序列であり、不平等そのものではなかった。そのため、過去の封

¹⁷ ロールズはシジウィックとトーニーに加えて、B. ウィリアムズの論考 (Williams 1962) も挙げているが、これは次章で取り上げる (2. 1. 3)。また、ロールズはトーニーの『平等論』第2章第2節を指示しているが、第2章には節分けが存在しない。内容から考えて、機会の平等を論じた第4章第2節の誤りではないかと考えられる。

建的な不平等は避難された一方、将来の産業による不平等は祝福されたという。そこで、「正しく解釈すれば、平等が意味したのは、所得と条件に暴力的な対称性がないことではなく、不平等になるための平等な機会であった」(Tawney 1931: 138 / 121)。この点において、トーニーによる機会の平等への評価はネガティブなものである。こうした点は、他の平等論の文献とともに、ロールズが形式的な機会の平等が抱える問題を指摘する際の背景となったと考えられる。

第二に、上記の点に示唆される点として、機会の平等は平等の問題であると同時に自由の問題でもあった。それは、法の下での平等ないし法的権利の平等を通じた、法的・政治的・経済的な諸々の障壁の廃止、あるいはそうした制限からの解放としての自由である。フランス革命期において、「不平等は個人の自由の結果ではなく、その不在の結果だと思われていたので、個人の自由に対する制限を廃止することが不平等を廃止する最もたしかな方法であるようにみえた」(Tawney 1931: 125 / 111) のだという。こうした文脈で、才能に途は開かれるというフレーズが登場する。

若き「共和国」の国土がなおも軍隊によって踏み荒らされていた間に、普遍的な教育計画を練り上げたことは「革命」の榮譽の一つである。しかしながら、その原則が主に強調したことは、異なる種類のものであった。その強調点は、個人を援助、ないし抑圧から保護するための組織の構築にではなく、その個人の活動力を無力化する法的な桎梏からの解放にあった。才能に途は開かれる (*la carrière ouverte aux talents*) ことを確立するには、暗黒時代の既得権者が造った障壁を途から一掃することで十分だと思われていたのである。(Tawney 1931: 126 / 112)

つまり革命期において、自由と平等は調和的なものとして捉えられており、また、さまざまな桎梏から個人を解放することで才能に途は開かれると考えられていた。しかしながら、この点に対してもトーニーの評価は否定的である。自由はもっぱら桎梏からの解放といった消極的概念として捉えられており、平等は先にみたような「不平等になるための平等な機会」となった。さらに自由は、経済的ロマン主義によって、移動の自由、出世の自由、売買と投資の自由のような、財産や企業を制約から解放する経済的自由へと誤った形で取って代わられた (Tawney 1931: 148-149 / 129)。

これらに対してトーニーは次のようなことを主張している。まず、出世する機会が実際の平等を求める方策の代わりにはならず、逆に実際の平等が高い程度に現れているときにのみ出世する機会は普及し一般化しうること、また、そうした機会が実際にあるかどうかは、単に形式的な機会のみならず、平等な出発点があるかどうかによって依存することである (Tawney 1931: 143 / 125)。次に、経済的ロマン主義に対しては、土地や資本の所有が集中している社会では、それが一般庶民にとっては束縛や支配する条件となり、逆に所有が分散して広く行き渡るならば、それは解放の道具となる。それゆえ、経済的強者が弱者を搾取するのを防ぐ方策がなければ、機会の平等というフレーズは明らかに冗談めいたものになってしまう (Tawney 1931: 149-150 / 129-131)。とくにこの所有の分散という視点は、ロ

ールズが公正な機会の平等のもとでは（財産や富の過度な蓄積の防止）が重視されるべきとした点ともつながる。このようにトーニーの『平等論』には、ロールズが形式的な機会の平等が抱える問題に加えて公正な機会の平等の条件を指摘する際に、一定の影響を与えたことがうかがえる。

トーニーの主張は、一面では競争条件の平準化に近づいているようにもみえる。しかしながら、もう一面では、これにとどまらない側面も見出せる。トーニー自身が機会の平等に抱く理想の一端が、おそらく次の一節に表明されている。

正しく解釈すれば、機会の平等が意味するのは、人生の目的だと一般にみなされているものが全員に開かれるべきだということだけでなく、誰も恣意的な罰に服することがないことを意味する。つまり、並外れた人びとがたぐいまれな力を行使する自由があるべきだというだけでなく、普通の人びとがその共通する人間性を最大限のものにする自由があるべきことを意味する。(Tawney 1931: 147 / 128)

それゆえ、革命期に才能に途が開かれるという形で登場した、障壁の廃止あるいは桎梏からの解放としての自由は、一部の力ある人びとがそれを行使する自由としてのみならず、同時に共通の人間性を最大限のものとする自由として社会全体へと広められねばならない。この共通の人間性としての自由がどのようなものであるかは、トーニーのコミュニティ観に関わる記述が示唆を与えている。それによれば、コミュニティが並外れた才能のみならず、まとまりや連帯によっても築かれるものであること、また、一方で文明がエリートだけでなくすべての人びとにとって関心ある事業であり、もう一方で個人の幸福には尊厳や文化・教養ある生活を送ることができる必要があること（Tawney 1931: 146 / 127）。強引に要約すれば、一部の人びとにとって才能に途が開かれることのみならず、すべての人びとによる連帯と文明への参与、また各人の尊厳と文化・教養へとつながるような自由である。

以上のトーニーの見解は、明らかに競争条件の平準化にとどまるものではなく、また、才能に途が開かれることや経済的ロマン主義には還元されえない自由観が含まれていると考えられる。そしてそこには、次節で特徴づけるロールズの機会の平等観——さらには次章で論じる関係論的な平等——へとつながる視点も読み取れるように思われる。

そこで以上を念頭におきつつ、ロールズの機会の平等観をより積極的に特徴づけよう。

第3節 〈自由の実効化〉という代替指針

1.3.1 自由の概念と機会の平等

ここで本章が〈自由〉という言葉で意味せんとすることをより明確にするために、改めて自由の概念について手短かに整理し、それが機会の平等にどのように関わるのかを確認しておこう。

一般に自由の概念という場合、即座に想起されるのはI. バーリンの『二つの自由概念』(Berlin 1958)であろう¹⁸。バーリンによれば、自由概念は「～からの自由」を意味する〈消極的自由〉(negative liberty)と、「～への自由」を意味する〈積極的自由〉(positive liberty)に区別される。前者は、干渉の不在としての自由であり、主体が他者から干渉されることのない範囲についての問いに関わる。後者は、自己統治としての自由であり、主体を支配する源泉のありかについての問いに関わる。バーリンの自由論は、積極的自由が支配する自己と服従する自己という二元論を前提としつつも、とりわけ集団に関わる場合には、それが「真の」自己による支配という一元論的な抑圧に転化しがちであることを指摘し、それに対して消極的自由は相対立する諸価値の並存という価値多元主義に適合的であるという理由から、この概念区分を重視しつつ消極的自由を擁護するものだといえる。

バーリンの自由論は示唆に富むものではあるが、しかしながら、以下の論証の枠組みとしては採用しない。バーリンの自由論に対する賛否についてここでは立ち入らないが、むしろバーリンの自由論と対比しつつ以下での自由の用法を説明しておくことが有益だろう。

まず前提として、バーリンにとっての問いは「服従と強制の問題」という政治学の問題である(Berlin 1958: 6 / 302)。いわば政治権力の行使とその限界が主たる問いである。対して本章が問題にするのは、人間の生活全般に関わるより広範な自由である。さらに、ここでは積極的あるいは消極的という自由概念区分は重視しない。この概念区分を批判してG. C. マッカラムによって提起された——ロールズも援用する(*TJ202: Rev. 177 / 274*)——自由を三項関係から捉える定式を採用する。マッカラムによれば、ある行為者の自由が問題となるところでは、つねに以下のような三項関係が成り立つ。

「 x は、 z を為す(を為さない、になる、にならない)ために、 y から自由である(でない)」(MacCalum 1967: 314)

ここで x とは行為者であり、 z には行為や性格特性のような x が為す(為さない)行為、あるいはなる(ならない)状態が入る。 y は、制限や干渉、障壁といった妨げる条件である。この捉え方からすれば、それぞれの項が一見してはつきりしない事例はたしかにあるが、それによって積極的と消極的どちらが真の自由であるかを論ずるのは賢明でない。自由はつねに「～への自由」と「～からの自由」両方の側面を有するのである(MacCalum 1967: 315-319)。前節のトーニーの議論に照らせば、フランス革命期に「才能に途は開かれる」として示されたのは、民衆(x^1)が立身出世(z^1)するために、法的・政治的・経済的な制限や障壁(y^1)から自由になることだといえよう(ただし繰り返せば、トーニーが指摘したのは、これによって立身出世は実現されなかったことである)。

この定式を持ち出したのは、こうした形で機会と自由が同型の構造をとると考えられるからである。

¹⁸ バーリンの自由論と現代の政治的自由論の展開との関わりについては、山岡(2013)を参照。

P. ウェステンは「平等な機会 (equal opportunity) 概念」についての論考で、この概念を単一の理想的な事態として捉える見方を批判し、これが単一ではなく「平等」と「機会」の二つの要素から成ること、さらに後者には隠された三つの要素が含まれることを指摘している。その三つとは、①行為者(の類)、②諸々の機会が向けられる(一連の)最終目的、③行為者と最終目的とをつなぐ関係性である(Westen 1985: 837-839)。言い換えれば、行為者と最終目的との間にある制限や障壁を取り除くことが、行為者に最終目的へと達する機会を与えるという関係性である。ウェステンはマッカラムの論考に言及していないが、このようにして機会と自由との間には共通性を見出すことができる。

もちろん、機会と自由という二つの言葉は完全に置き換え可能ではないし、そのように主張したいわけではない。しかし、以上のような観点からすれば、機会の平等を論ずるにあたってまずもって重要なのは、当該の行為者や最終目的、その間にある制限や障壁といった三項関係を特定し、取り除かれるべき制限や障壁および実現されるべき自由を明確にすることである。それによって機会の平等は、同時に自由に関わる主張としても捉え直すことができる。以上の枠組みでもって、ロールズの機会の平等観の内実を自由の観点から特徴づけし直すことにしよう。

1.3.2 〈自由の実効化〉という代替指針

競争条件の平準化に還元されえず、上述した観点から注目に値する言明が、『正義論』第14節に見出せる。その節の目的は、公正な機会の平等を手続き的正義の一種として解釈すべきことを論じる点にあるのだが、その論証に入る手前で、ロールズは公正な機会の平等の意義を次のように述べる。

だがまず、諸々の地位が開かれることを要求する理由は、効率性のためだけではない、あるいは、第一に効率性のためだというわけでさえないことを指摘しておくべきである。……開かれた地位の原理は次のような確信を表している。すなわち、もし一部の立場が全員に対して公正であるという根拠にもとづいて開かれていないならば、たとえそうした立場をつかむことを許された人びとの多大な努力から便益をえるとしても、そこから締め出された人びとが不正に扱われたと感じるのは正しい、と。締め出された人びとの不平が正当化されると思われるのは、彼らが富や特権のような¹⁹職務に付随する報酬から排除されたからという理由にとどまらない。社会的な諸義務を熟練しかつ献身的に遂行すること(exercise)でもたらされる、自己を実現する経験をその人たちが妨げられたからでもある。彼らは人間の善の主要な形式の一つを剥奪されたことになる。(TJ84)

ここで「開かれた地位の原理」は、文脈から公正な機会の平等原理のことだと考えてよい。この主

¹⁹ 『改訂版』では、「富や特権のような」が削除 (Rev. 73 / 116)。

張を三項関係の定式に照らせば、社会的偶発性において恵まれない人びと (x^2) が、公正な機会の平等からの排除 (y^2) によって、「自己を実現する経験 (experiencing the realization of self)」や「人間の善の主要な形式の一つ」(z^2) を獲得する自由を妨げられる関係性だといってよい。これに対して、公正な機会の平等が成立することは、諸々の地位への法的な制限や障壁が廃止されることに加え、教育という能力形成の機会への制限や障壁が取り除かれることを通じて、自己実現に達することを可能にする関係性が成り立つことを意味する。なお曖昧な点があるが、これが競争条件の平準化に還元されえない主張であることはたしかである。

この言明をフリーマンと R. テイラーは肯定的に解説しており (Freeman 2007b: 91; Taylor 2011: 176-177)、彼らはともに、この主張が熟練したより高度な能力の行使に関わる点で「アリストテレス的原理」(Aristotelian principle) ²⁰と関連づけている。対して、批判的に言及するのはアーネソンで、善の構想に対するいかなる社会的評価も慎むロールズ正義論には、働きがいや有意義な仕事といった善が金銭的な財(善)に対して勝ることを肯定する根拠がない、という指摘をする (Arneson 1999: 98)。アーネソンの批判に対しては第 3 章で再び応答することにして²¹、ここではフリーマンやテイラーの示唆を独自に発展させつつ論じてみたい。

そのためにもう一つ引用をしよう。既に触れたように、ロールズは格差原理と矯正原理が同一ではないとして、矯正原理の限界について言及する。その直後で、さらに次のように述べている。

だが格差原理は、最も恵まれない人びとの長期的な予期を改善するために、たとえば教育に諸資源を配分するだろう。この目的が資質に恵まれた人びとに注意を払うことで達成されるならば、これは許容されるが、そうでなければ許容されない。そしてこうした意思決定を下す際に、教育の価値は経済的効率性や社会的厚生という観点のみから評価されるべきではない。次のような教育の役割——すなわち、自分の社会の文化・教養 (culture) を享受することおよび社会の仕事 (affairs) に参加することを可能にし、そのような仕方で各個人の自分自身に価値があるという感覚をたしかなものにするという役割——は、経済的効率性や社会的厚生よりも重要ではなくとも、同等に重要なものである。(TJ101; Rev. 86-87 / 136)

これによって、矯正原理が示唆する教育資源の優先的分配の可能性に対して、競争条件の平準化と

²⁰ アリストテレス的原理は、ロールズが人間の動機づけに関して想定する原理で、より高度な技能を要求する活動を選好する人間の傾向を説明するものである (TJsec. 65)。

²¹ 付言すれば、アーネソンはそこで、働きがいや有意義な仕事という善が公正な機会の平等に、金銭的な財が格差原理に対応するものと理解して、公正な機会の平等が格差原理に対して辞書的に優先する点を批判している。しかし、先の引用を注意深く読めばわかるように、ロールズは公正な機会の平等の意義を働きがいや有意義な仕事という善のみに限定しているわけではない。また、次に引用するように、格差原理は金銭的な財だけでなくこれらの善の追求にも関わっている。この点でアーネソンの批判は、前提となる諸々の原理の理解においてそもそも誤っているといえよう。

異なる別の役割が与えられる。その役割は、効率性や厚生のみならず、「各個人の自分自身に価値があるという感覚をたしかなものにする (provide for each individual a secure sense of his own worth)」点に求められる。再び三項関係にあてはめれば、(社会的偶発性と生来のめぐり合わせ双方において)最も恵まれない人びと (x^3) が、教育を通して能力面において制限や障壁が取り除かれ (y^3)、最終的に自分自身に価値があるという感覚をたしかなものにする (z^3) ができるという関係性である。

こうしてみると、二つの主張は構造的に同型であり連続しており、いくつかの段階を経つつ深化するものとして理解できる。すなわち、①職業選択の自由に対する法的な制限・障壁が廃止される段階(形式的な機会の平等)、②全員に教育の平等な機会の維持という、能力形成の機会への制限や障壁が取り除かれる段階(公正な機会の平等)、③教育資源の優先的分配によって、能力面における制限や障壁が取り除かれる段階(格差原理)、である。本章では、このプロセスを〈自由の実効化〉と呼びたい。一連のプロセスは、単なる干渉の不在を意味する〈形式的自由〉(formal freedom)を経て、ある仕方で行為する能力(power or capacity)を有することを意味する〈実効的自由〉(effective freedom)を獲得するプロセスである²²。もちろん、これらは連続的なプロセスであり、実践上はとりわけ②と③の段階が厳密には区別し難いところがある。いずれにしても、本章が主張するところでは、ロールズの機会の平等観を際立たせる特徴は競争条件の平準化ではなく自由の実効化、つまり諸個人の実効的自由の促進にこそ見出せる。

ここで、上の二つの引用になお残る曖昧な点に若干の補足をし、さらに次章以降の論点との関わりも示しておきたい。一つは、自由の実効化の内実に関わる点である。アーネソンの批判とも関わるが、自由の実効化の具体的な様態として示されたのは、「社会的な諸義務を熟練しかつ献身的に遂行すること」によって自己実現の経験がもたらされること、また、「自分の社会の文化・教養を享受することおよび社会の仕事に参加すること」によって自分自身に価値があるという感覚をたしかなものにするのである。これらの活動は、内容的に中立的なものだとは言いがたい。いずれも純粋に個人的な目的追求ではなく、社会的側面を伴うものだといえる。これらはおそらく、次章で取り上げる社会的協働と正義感覚を指すものと考えられる (cf. Freeman 2007b: 91)。

もう一つは、自由の実効化と〈自尊〉(self-respect)との関係である。自尊は最も重要な社会的基本財に数えられ、ロールズは、自尊が自分自身に価値があるという感覚を含むとしている (TJsec. 67)。したがって、「人間の善の主要な形式」や「自分自身に価値があるという感覚」は、この自尊を指すと解すべきであろう。自尊については、改めて次章を通じて関係論的な平等の観点から考察するが、本章との関わりで注意すべきは、自尊が制限や障壁を取り除いた先にある単なる到達目標ではないことである。引用は、自由や能力を行使する (exercise) 活動それ自体において自尊が成立することを示唆している。それゆえ、自由の実効化の観点からの自尊の成立条件は、単に諸個人の能力の有無の

²² 形式的自由と実効的自由との区別は、Swift (2006: 55-59 / 80-86) に拠っている。また、実効的自由については、Sen (1992: 64-66 / 109-113) の説明も参照。

みならず、自由や能力の行使が可能であるか否かにも左右されると考えるべきであろう²³。

1.3.3 本章のまとめ

ここまでの内容を要約し、これらがもたらす示唆や問題についてコメントしよう。

本章はまず、機会の平等を競争条件の平準化として捉える運の平等主義を取り上げたうえで、従来の解釈がロールズの機会の平等観を、道徳的恣意性の主張に着目しつつ運の平等主義的に解釈するものであったことを確認した（第1節）。次に、これに対してロールズの機会の平等観の基本となる論証を改めて整理することで、次のことを指摘した。すなわち、ロールズの機会の平等観は、社会的偶発性や生来のめぐり合わせの影響の是正の徹底であるよりは、むしろその限界が自覚された抑制的なものであり、個人の選択と責任に対する強調も不在である。またこのことは、ロールズの論証の背景にあるシジウィックの議論からも確認でき、また同じく背景にあるトーニーの議論には、機会の平等を自由の問題として捉え直す契機も見出せる（第2節）。そこで、ロールズの機会の平等観を自由の観点から特徴づけることを試みた。前提として、マッカラムによる三項関係による自由の定式を用いつつ、自由と機会には同型の構造が見出せることを指摘した。さらに、公正な機会の平等と格差原理に関わる二つの言明を検討し、それらが段階的に種々の制限や障壁を取り除きつつ自由の実効化を促進する一貫したプロセスであると解釈し、本章はそれを〈自由の実効化〉と呼んだ（第3節）。

では、以上の主張からは実践的にはどのような示唆がえられるだろうか。より詳細は第3章で検討するが、ここでは以下のことを指摘しておきたい。まず、本論文の論証の意図は、特定の教育制度・政策の新たな導出よりも、教育制度・政策を従来とは異なる視点から意義づけし直すことに向けられている。従来、実質的な教育機会の平等を求める主張は、主として平等という理念によって支えられ、対して自由という理念は、しばしばそれを批判するために持ち出されてきた。しかしながら、本章の主張にしたがえば、自由の観点からも同様の制度・政策を支持すべき理由は十分にある。

また繰り返せば、競争条件の平準化が教育制度・政策を設計する規準とはならない。もっとも、競争条件の平準化が具体的にいかなる制度・政策を要求するかという点がそもそも論争的であろう。この点はむしろ運の平等主義によって論究されるべき課題である。ローマーの機会の平等論はそうした課題に取り組んだ代表例であろうが、その陣営内の多種多様な理論は他にもさまざまな実践的含意をもたらす可能性がある。これに対して、自由の実効化という指針からは大まかに次のことがいえるよ

²³ ロールズの自尊が能力の行使を条件とするという指摘については、金（2017: 179-184）も参照。再びバーリンの自由論と対比すれば、彼が自由概念と機会概念を同一視しつつも、自由を活動そのものや自由の行使条件と峻別する点でも、本章は自由について見解を異にする。すなわちバーリンによれば、「私が述べている自由は、活動それ自体というよりは行為のための機会である。もし私が、開いたドアを通して歩く権利を享受しているが、そうしないで座ってじっとしていることを好むとしても、それによって私が自由でなくなるわけではない。自由とは行為する機会であり、活動それ自体ではない。すなわち、行為の可能性であって、フロムとクリックがともに同一視するような、活動のダイナミックな実現では必ずしもないのである」（Berlin 1969: xlii / 63; cf. Taylor 1979: 177-178）。

うに思われる。公正な機会の平等原理との関わりでは、とりわけ社会的偶発性において恵まれなかった人びとの能力形成の機会を奪う要因を特定し、それを除去すること、また、格差原理との関わりでは、社会的偶発性と生来のめぐり合わせの双方に恵まれなかった人びとに対して欠けている能力形成上の支援を特定し、提供することである。

最後に、本章は実効的自由という概念を用いたことで、自由と能力に関わるやっかいな問題をもたらすように思われるかもしれない。つまり、自由を能力の有無によって定義することで、自由と能力の区別を曖昧なものにしかねないこと、また、ドーピングや遺伝子改造による自由の実効化が許容されうるのではないかといった点である。実際、『正義論』には一見して新優生学やリベラル優生学を思わせるような記述もある (*TJ*107-108; *Rev.* 92-93 / 144-145)。

十全ではないが、ここでは以下のことのみ指摘しておきたい。まず、能力を有するにも関わらず、その行使の自由を奪われる事態がありうるように、自由と能力は完全に同一の概念ではない。そのうえで自由の実効化は、本章が整理したように、あくまで外的ないし形式的な制限や障壁を取り除くことから内的ないし能力的な制限や障壁を取り除くことへと向かうプロセスとして理解すべきだろう。また、自尊の成立が自由や能力の行使に伴うという点は、能力が特定の水準に達することのみを求めるわけではないことを示唆する。訓練がまさに能力を行使しつつそれを増大・増強させることだとすれば、自尊は能力を訓練する途上においても成立しうるし、逆に行使や訓練の伴わない能力の達成は、自尊を成立させないかもしれない。したがって、この点でドーピングや遺伝子改造は自尊を成立させ難くするであろうし、自由の実効化は、単にある能力の水準が達成されるだけでなく、能力を行使する自由と訓練の条件を十全に整備することを要求するだろう。

第2章 機会の平等と関係の平等——〈つながり〉の原理としての正義の二原理

前章では、ロールズの機会の平等観に伏在する自由の構想を取り出し、それを自由の実効化と名づけて特徴づけた。これをふまえて本章では、機会の平等と関係の平等について考察する。前章で論じたように、ロールズの機会の平等観は競争条件の平準化に固執するものではない。それゆえ（あるいは、仮に固執したとしても）、機会の平等は必ずしも結果の平等をもたらすわけではない。では、ロールズ正義論が平等主義的と形容される所以や特質はいったいどこにあるのだろうか。あるいは、ロールズはそもそも平等主義者なのだろうか。この問いについて本章は、「関係論的な平等」という視点から正義の二原理を再検討し、その特質が平等のみならず友愛の理念に関わることを論じる。そして、正義の二原理を市民間の〈つながり〉ないし〈結びつき〉の原理として捉え直すことで、それが機会の平等（および結果の不平等）との関わりでもつ意義について考察する。

以下では、まず、考察の補助線として関係論的な平等主義について導入しつつ、本章の検討の視点を設定する（第1節）。次に、正義の二原理を、自由・平等・友愛という近代の政治理念との関わりにおいて検討し、二原理が三つの理念をいかなる意味で体現するものであるかを明らかにする（第2-3節）。最後に、つながりあるいは結びつきという観点から正義の二原理を特徴づけ、それが機会の平等や自由の実効化との関わりでもつ意義について考察する（第4節）。

第1節 問題の所在

2.1.1 関係論的な平等主義とは何か——アンダーソンの民主的平等論

本章を始めるにあたり、〈関係論的な平等主義〉(relational egalitarianism) について導入しておくことが、ロールズ正義論を捉え直すにあたっても有益だと思われる。ここで関係論的な平等主義と呼ぶのは、運の平等主義に対抗する有力な平等主義として1990年代末から発展してきた思潮である。社会関係にもとづく平等主義(social relations egalitarianism) などとも呼ばれ、平等主義の本義を人びとが対等である社会関係の創出に見出す立場だといえる(本論文では、この社会関係における対等さを指して「関係論的な平等」という言葉を用いる)。代表的論客として、E. アンダーソンやS. シェフラーらがいる。それらの主張はロールズ正義論の影響や再解釈を含むものであり、したがって本章の見解は、それらと関係論的な平等という視点を共有しつつ、また差異をも示すだろう。

本章では、関係論的な平等主義としてE. アンダーソンの〈民主的平等論〉(democratic equality) を念頭におくことにする(Anderson 1999)²⁴。運の平等主義を批判しつつその独自の立場を確立したこと、また、この立場に立脚しつつ次章で取り上げる教育機会の平等論も提示していることがその

²⁴ シェフラーの見解については、たとえば Scheffler (2003) を参照。

理由である。邦語による研究文献も複数存在することから²⁵、ここでは以下のことのみ確認する。

まず、アンダーソンは運の平等主義を批判し、平等主義の本義を問い直す。アンダーソンによれば平等主義的正義の適正な達成目標とは、消極的には、人間に関わる事柄から所与運の影響を取り除くことではなく、社会的に押しつけられた抑圧を終わらせること、積極的には、すべての人が道徳的に値するものをえることを確実にすることではなく、人びとが他者と対等な関係に立つコミュニティを創出することである (Anderson 1999: 288-289 / 68)。平たくいえば、平等主義を分配的正義の問題に限定せず、さまざまな社会的・政治的抑圧に終止符を打つことで、人びとが対等である社会関係の確立を目指すものといえよう。そのうえで、民主的平等の理論は次のように示される。

対等な者たち (equals) からなるコミュニティの構築を求めるにあたり、民主的平等は分配の原理を、平等な尊重を表明するという要求と統合させる。民主的平等はすべての遵法的な市民に対して、彼らが自由の社会的条件に実効的にアクセスすること (effective access) をつねに保証する。民主的平等は、このような保証を確保するために求められる分配を、民主国家における市民の責務に訴えることで正当化する。(Anderson 1999: 289 / 69-70)

それゆえ、民主的平等論は社会関係を第一の関心事に据えるが、もう一方で分配的正義を無視するものではない。民主的平等の立場から分配的正義に関しては、次のことが主張される (Anderson 1999: 316-321 / 121-129)。すなわち、対等な市民として——人間として、政治的権利の行使者として、経済活動の参加者として——機能するための十分な水準への、実効的アクセスが保証されるべきことである。端的には、アンダーソンの主張は、A.センによって提唱されたケイパビリティ (capabilities) ——人のさまざまなあり方や為すことを意味する機能 (functionings) の集合——に関して、十分主義の立場をとるものである²⁶。ただし、実効的アクセスとは、それが実際の機能ではなく、自由に使える手段を活用してその水準に到達可能であることを意味する。これらのことが、不遇な人びとに対するパターンリズムを排して遂行されねばならないという。

換言すれば、アンダーソンの主張は、ケイパビリティの十分性を足場にして対等な市民関係を築こうとするものだといえよう。民主的平等論の視点は、ロールズ正義論を再検討するうえでも有益だと思われる。本章で示すように、ロールズの正義の二原理もまた独自の仕方の人びとの対等な社会関係を創出しようとするものだからである。また一方で、それを実現する自由の社会的条件については(その一部は前章で自由の実効化として示したが)、アンダーソンが支持する十分主義的なケイパビリテ

²⁵ アンダーソンの民主的平等論については、関係論的な平等主義に関する包括的な研究書である森 (2019) のとくに第2部が詳しい。また、民主的平等論における分配的正義の位置づけに関しては、保田 (2012)、関係論的な平等主義と運の平等主義との論争に関しては、井上 (2017)、角崎 (2014) も参照。

²⁶ 十分主義については、第3章で再び言及する (3.1.2)。

イ・アプローチと異なる見解を示すことにもなるだろう。

民主的平等論や関係論的な平等の視点をふまえてロールズ正義論の平等主義を検討した研究には、前章で言及した N. ダニエルズの論考などがある (Daniels 2003)。これに対して、本論文は前章で、そうした研究が等閑に付している機会の平等観の内実を、自由の実効化という形で見直してきた。また邦語の研究では、花形恵梨子や林芳紀らによる検討が、関係論的な平等の観点からロールズ正義論を解釈するものだといえる (花形 2011; 林 2009a; 2009b)。しかし、これらの研究では検討の対象を格差原理やそれを含む第二原理に限定している。これに対して本章は、次に示すように、第一原理を含む正義の二原理の全体を射程に入れることで、ロールズ正義論を関係論的な平等の観点から特徴づけることが有益だと考える。

2.1.2 正義の二原理と自由・平等・友愛

ところで、ロールズが平等主義の思想家だという理解は、長らく共通了解となってきたことであるが、その平等主義を象徴するものとして、とりわけ注目を集めてきたのは格差原理である。格差原理は、その解釈から是非にいたるまで激しい論争の対象となってきたといえよう²⁷。しかしながら、ロールズ自身が述べるところにしたがえば、格差原理は必ずしも平等を追求する原理ではない。正義の二原理と自由・平等・友愛という近代の政治理念との関わりについて述べた、次のような箇所がある。

……私たちは自由 (liberty)、平等 (equality)、友愛 (fraternity) という伝統的理念群を、正義の二原理の民主的解釈と次のように関連づけることができる。すなわち、自由は第一原理に、平等は第一原理における平等の理念と公正な機会の平等におけるそれに、友愛は格差原理に対応するのだ、と。このようにして、私たちは二原理の民主的解釈のうち友愛の構想のための居場所を見出したのであり、そして友愛が社会の基礎構造に決定的な要求事項を課すものであることを理解するのである。(TJ106; Rev. 91 / 143)

この言明によれば、格差原理は友愛の理念にこそ関わる。この点で格差原理を平等の理念と結びつける常識的な理解は修正されねばならない。そこで本章では、まずはこの言明を出発点にすることで、正義の二原理と自由・平等・友愛という三つの理念との関係について再解釈を試みたい。それによって、ロールズが示唆する友愛の理念を正義の二原理に読み取りつつ、それを〈つながり〉ないし〈結

²⁷ 格差原理を論じた文献は枚挙にいとまがない。2000年代以降の重要な研究に Van Parijs (2003)、亀本 (2012) がある。前者は、格差原理の定式にありうる複数の解釈を検討し、それが非平等主義的な含意をもちうることを指摘している。後者は、『再説』における OP 曲線を用いた格差原理の再擁護の論証に注目し、格差原理が立法指針としては不十分なことを論じている。これらに対して本章は、格差原理については『正義論』における功績批判と互惠性に関わる記述に限定し、それらが平等・友愛理念との関わりでもつ意味について論じる。

びつき)の原理として再定義することを試みる。

もちろん、このことによって格差原理が平等という理念とまったく関わりのない原理である、あるいは、ロールズがいかなる意味でも平等主義者ではないと主張したいわけではない。むしろ、友愛の理念に注目することで、関係論的な平等の観点からロールズ正義論の特質もみえてくる、これが本章の着想と見通しである。そこで、前章で自由概念について整理したのと同じく、平等という理念を論じるための視点を示しておこう。

2.1.3 財の平等と尊重の平等——機会の平等がもたらす〈葛藤問題〉

ロールズは『正義論』において平等概念を明確に定義しているわけではない。ここでは、『正義論』で度々参照される、B. ウィリアムズの「平等の理念」という古典的論考に言及することが議論に資するように思われる。その論考でウィリアムズは、平等がもつ理想の区別と、それらに生じる葛藤について指摘しており、それを要約すると次のようになる (Williams 1962: 129-131)。一つは、〈ある種の財の分配との関わりで用いられる平等〉であり、財のいくつかはその所有者に望ましい地位や特権を与える。もう一つは、〈尊重の平等〉(equality of respect)であり、この理念は人びとが享受する地位や特権、また財とは関わりなく人びとを考慮するよう迫る。さて、機会の平等とはまさに地位や特権が伴う財の分配に関わるものであり、また私たちにそれらへの関心を向けさせる。もちろん形式的には、この二つの理念を適用することに何ら両立不可能な点はなく、財が公正・合理的・妥当に分配され、かつ、分配をより多く受ける人びとと少ない人びととの間に人間的な交わりを望みうる。しかし、この望みは実際には、心理的・社会的に実現が困難である。なぜなら、機会の平等のもとで財を求めて競争することは、尊重を妨げるように働くからである。

ウィリアムズによるこうした指摘は、次のような問いを提起していると考えられる。すなわち、機会の平等のもとで財が分配されるにあたり、地位や特権が伴う財の差異に関わらず人びとが互いに(また自分自身に対しても)尊重の念を抱くことは可能なのか、という問いである。これを機会の平等が二つの平等の理想の間にもたらす〈葛藤問題〉と呼んでおこう。私見では、こうした視点から正義の二原理を検討してみることが、関係論的な平等としての二原理の特質や、その機会の平等との関わりを明らかにするのに有益である。

第2節 正義の二原理と自由・平等

2.2.1 平等な自由と尊重の平等

正義の二原理の第一原理は、端的には、諸個人に基本的諸自由が平等に保障されるべきことを要求する原理である。即座にわかるように、自由および平等の理念がこの第一原理と関わるのは、まさにこの「平等な自由」という意味においてである。しかしながら、第一原理がこれらの理念と関わるのはこの意味だけではない。第一原理は第二原理に対して辞書的に優先するとされるが(自由の優先権)、

その根拠をロールズは『正義論』第 82 節で次のように述べる。二つ引用する。

自尊 (self-respect) がおそらく主要な基本財であるという説明は、次のことを強調してきた。すなわち、私たちにとって他者が自分をどう評価しているかを考えることは極めて重要だということである。しかし、秩序だった社会における地位へのニーズは、——平等な自由²⁸が許容する利害関心をもった多数の自由なコミュニティの内部で営まれる十全で多様な生活と相まって——正義にかなった制度の公共的承認によって充たされる。正義にかなった社会における自己肯定感 (self-esteem) の基礎は、そのため当人の所得の取り分にはなく、基底的な権利と諸自由の公共的に肯定された分配におかれる。(TJ544)

それゆえ最善の解決策は、基本的諸自由を実際に平等になりうるよう割り振る——これが全員に同じ地位を定める——ことで、できる限り自尊という基本財を支えることにある。……自由の優先順位が、尊敬 (esteem) の社会的基礎の平等をもたらすのである。(TJ546; Rev. 478 / 716)

改めて確認すると基本財とは、『正義論』では合理的な人間であれば他に何を欲していようとも欲すると想定されるものであり、権利や自由、機会や権力、所得や富などに大別されるが、極めて重要な基本財とされるのが、自尊である(「自尊」と「自己肯定感」は、『正義論』では互換的に用いられている)。ロールズによれば、自尊は自分自身に価値があるという感覚、すなわち、自分自身の善の構想——自らの人生計画——が実行するに値するという確固とした確信を含む。また、こうした感覚や確信を支える状況は二つある。簡潔には、第一に人が合理的な人生計画を持っていること、また第二に、それが他の人びとから肯定されていることである (TJ 440; Rev. 386 / 578)。つまり、自分自身に対する尊重は、他者からの尊重を必要とするのである。これらの引用でロールズは、自尊の社会的基礎を確立するために、自由の優先権が確立されるべきことを述べているのである。

制度的には、基本的諸自由が保障されることは、各人が合理的な人生計画を追求することの基盤となる。それゆえ、自由の優先権によって基本的諸自由を平等に保障することは、人が自らの合理的な人生計画の追求を、そのような制度を通じて他者から肯定されることであり、また同じく他者の合理的な人生計画の追求を自らも肯定するという、相互の尊重を意味する。このようにしてロールズは、葛藤問題に対してまずは自由の優先権によって解答を与える。このことは、実際にウィリアムズの文献に言及した次の引用からも確認できる。

第一の種類²⁸の平等 [=財の分配との関わりで用いられる平等] は、社会的な協働が実効的かつ公

²⁸ 『改訂版』では、「諸自由」に変更 (Rev. 477 / 714)

正であるように、組織と分配上の取り分の構造を統制する正義の第二原理によって規定される。しかし、二番目の種類の平等〔＝尊重の平等〕が基底的である。この平等は正義の第一原理によって、また相互尊重の義務のような自然本性的な諸義務によって、規定される。(TJ511; Rev. 447 / 669)

自由と平等の理念はこうして、二つの仕方で第一原理に対応する。第一に、平等な自由という意味において、また第二に、それを通じて尊重の平等を確保することによってである。しかしながら、自由の優先権によって尊重の平等を確保するという方法は果たして十分なものだろうか。たとえば、自由の優先権が確立されたとしても社会的・経済的な不平等が甚大である場合、人びとが相互に尊重の念を抱くことは可能だろうか。その場合、不遇な人びとは自分より恵まれた人びとに嫉み (envy) の感情を抱き、恵まれた人びとはそれに対して警戒心 (jealousy) を抱くようになるかもしれない。

この問題はロールズ自身が言及しており、自尊がたしかにある程度は当人の制度上の地位や所得の取り分に左右されることを認めつつ、嫉みや警戒心に関する説明が妥当であり、適切な制度編成が後ろ盾となるならば、これらの性向が過度なものとはならないとする (TJ 546; Rev. 478 / 716)。つまり、自由の優先権のみならず、第二原理によって社会的・経済的不平等を統制する正義にかなった後ろ盾となる制度が確立されるならば、嫉みや警戒心の問題は軽減され、尊重の平等や自尊の社会的基礎が確保されるというのである。

では、次に第二原理はどのように平等の理念を体現するのだろうか。

2.2.2 ロールズの功績批判

第二原理は、端的には、社会的・経済的不平等の許容条件を示す原理である。ウィリアムズの区別では、財の分配との関わりで用いられる平等を統制する原理である。ここでは、第二原理と平等の理念との関わり象徴として注目され (かつ批判され) てきた、ロールズの〈功績 (desert) 批判〉を取り上げよう²⁹。ロールズの平等主義を表すものとしてしばしば引用されてきた次の言明がある。

私たちの熟考された判断の一つの定点は、次のことであると思われる。社会における自らの出発地点に値する人が誰もいないのと同様に、生まれもつ資質 (endowment) の分布 (distribution)

²⁹ ロールズの功績批判については、近年の邦語による包括的な研究として、亀本 (2015)、宮本 (2015) が挙げられる。前者は、ロールズに先駆ける論者として J. ファインバーグ、H. スピーゲルバーグ、またロールズ以降の論者として W. サドウルスキの功績論を取り上げ、比較検討している。後者は、ロールズの思想的展開に即してその功績批判 (宮本の表現では「功績の限定戦略」) を擁護している。これらに対して本論文は、前章でシジウィックの功績批判を取り上げることで、そのロールズへの影響について指摘した。また本章では、『正義論』の記述に限定し、正義の二原理と平等・友愛理念との関わりという観点から、ロールズの功績批判の基本主張とその互惠性との関係に焦点化して論じる。

において当人が占める位置に値する人もいない。人が自らの能力を磨き上げる努力を可能にして
いる優秀な性格特性に値するのだという主張も、同じく問題含みである。なぜなら、その性格特
性は、当人が手柄を主張できない幸運な家族や社会的状況に大きく依存するからである。功績と
いう観念は、こうした事例に当てはまらないように思われる。(TJ 104) ³⁰

こうしたロールズの見解は、「人びとが自分の性格特性や能力に値しないという前提から、人びとが
「生来の資産」が可能にする利益にも値しないという結論に移行する」(Sher 1987: 23) 主張だと解
され、一部では、人びとが何の利益にも値しないことを主張する功績の反対 (anti-desert) 論だと捉
えられてきた³¹。現在ではそのように理解する論者は少ないと思われるが、この点も念頭におきつつ
ロールズの功績批判の基本主張を、功績概念の前提をふまえて検討しよう。

まず、一般に功績をめぐる言明は、端的に「MはAを理由にしてXに値する」(M deserves X for A)
という定式に整理できる (Sher 1987: 7)。このAにあたる部分を、J. ファインバーグは「功績の基
礎」(desert bases) と呼ぶ。ファインバーグによれば、「もしある人が何らかの扱いに値するならば、
彼は必ず、何かもっている特徴あるいは事前の活動を理由にして (*in virtue of*)、その扱いに値せね
ばならない」(Feinberg 1970: 58 / 120)。こうした理由となる特徴や活動が功績の基礎である。

こうした観点をふまえて、ロールズの見解を言い換えればおそらく次のようになる。すなわち、
人びとの社会における出発地点や生まれもつ資質には、階層差や優劣の差のような分布 (ばらつき)
があるが、人びとがその分布における自らの位置に値するとはいえない。なぜなら、人びとは社会的
偶発性や自然のめぐり合わせによってその位置を占めるのであり、そこには功績の基礎が不在である
か、基礎として正当ではない。引用の表現を借りれば、「手柄を主張できない」のである。それらを功
績の基礎に据えることは、前章で触れた表現で「道徳的観点からすれば恣意的」である。努力して能
力を磨き上げた場合にしても、それが幸運な家族や社会的状況に依存する点で功績を認めがたい。

これらは前章で検討した機会の平等観とも論点が重なるが、ロールズはここで、一部の論者が解釈
したような功績の反対論にまで踏み込んでいない。ここからわかるのは功績の基礎の不在ないし欠如
の指摘であり、人びとが何の利益にも値しないことを主張してはおらず、ただその出発地点や資質に
値するという主張を拒否しているのみだと考えられるのである。このことはまた、功績に応じた分配
という分配的正義に関する伝統的な指針の拒否という形で確認できる。

³⁰ この一節は、『改訂版』では「私たちの熟考された判断の一つの定点は、次のことであると思われる」が削除されているほか、細かな表現に何点が修正が施されている (Rev. 89 / 140)。

³¹ たとえば、R. ノージックや G. シャアは、上記の移行が成り立たないことを主張している (Nozick 1974: 216-227 / 357-376; Sher 1987: ch. 2)。とくにノージックは、生来のめぐり合わせが財の所有にまったく影響してはならない、あるいは、財が集団の所有となるといった強い結論を主張するものとして理解し、批判している。

所得と富、また人生一般における善きものは、道徳上の功績に応じて分配されねばならない。常識はこのように想定する傾向性を有している。正義とは〔道徳上の功績という〕徳に応じた幸福である。……さて、公正としての正義は、この構想を拒否する。(TJ310; Rev 273 / 413)

つまり、社会における出発地点や生まれつきの資質を功績として認められない以上、そうした功績に応じて分配上の取り分を決定することもできない。したがって、ここまで確認したロールズの功績批判は、単に功績に応じた分配を拒否するというあくまで消極的な主張にとどまるものに過ぎない。では、より積極的にロールズは何を主張するのだろうか。先の功績批判の引用と主張が重なりつつ、次のように述べた箇所がある。

より大きな生来の能力に値する者は誰もいないし、社会にのより恵まれた出発地点を占めるに値する者もない。しかし、このことからこれらの区別を取り除くべきだということになるわけではない。これらの区別に対処する別の方法がある。これらの偶発性が最も不運な人びとの善のために機能するよう、基礎構造を編成することができる。(TJ102)³²

ここでは、前章で確認したように競争条件の平準化が追求されるわけではないほか、人びとが何の利益にも値しないことが主張されるわけでもない。最も不運な人びとの善に資するよう社会の基礎構造を編成するという別の方策が示されることになる。そしてこのことが、格差原理のもつ互惠性の側面、つまり友愛の理念との関わりを示すものだと考えられる。そこで、ロールズの功績批判の基本主張についても二点を補足した後、そのことを論じよう。次の二点は、シェフラーがロールズの功績批判についての適切な概括を提示しており、その指摘を活用する (Scheffler 2000)。

第一は、ロールズは分配的正義における功績の意義を完全に否定しているわけではなく、「制度理論」(institutional theory) の立場をとっていることである。この点についてロールズは、正義にかなった協働システムを所与として、自らの条件を改善しようという見通しをもち、そのシステムが報酬を与えることを告知している事柄を為した人びとは、自分の利益に対する権原があることを述べている (TJ103; Rev. 88-89 / 139-140)。つまり、人びとが獲得する利益は社会的協働のシステムがあつて初めて存在する以上、功績は制度を抜きにして成立しえず、また、より恵まれた人びとは正義にかなった社会において、——不正義な社会よりも獲得する利益は少ないかもしれないが——その利益に対する正当な資格をたしかに有するというのである。それゆえロールズの功績批判は、功績の反対論ではなく、制度に規定された功績の意義を認めるものといえる。

第二は、功績に対する「全体論」(holism) の立場である。シェフラーは、ロールズに代表されるリ

³² この一節は、『改訂版』ではいくつかの表現に細かな修正が加えられている (Rev. 87 / 137)。

ベラルな理論において、功績（功罪）の扱いが分配的正義と応報的正義で異なることを指摘している。それによれば、分配的正義の全体論に対して、応報的正義は個人主義という非対称性がみられる。前者は、社会全体で便益をどのように分配するかが問題となるため、ある所得階層といった集団が単位に論じられる。対して後者は、特定の個人の処罰などが問題となる。ロールズは実際、第二原理が固有名で同定できる特定の個人に対して適用されるものではなく、各階層を「代表する個人」の予期に対して適用されることを断っている（*TJ* 64; *Rev.* 56 / 88）。それによって、一人ひとりの功績を考慮せずに論じることになるのである。同時にこれが意味するのは、たとえば最も不遇な人びとがいかなる理由でその地位に至ったのかを不問に付すことでもある。前章で触れた、格差原理が個人の選択と状況の区別に非感応的であることの所以はここにあり、また、この功績に対する全体論がロールズ正義論と運の平等主義とを隔てる点のもう一つの点でもある（それゆえ運の平等主義は、分配的正義における功績の個人主義的な理論として理解することができる）。

以上の功績批判をふまえ、ロールズのより積極的な主張——自由の実効化に加えて、ロールズ正義論と運の平等主義とを分かちもう一つの差異を示す点ともなろう——を明らかにすべく、次に正義の二原理と友愛の理念との関係について検討しよう。

第3節 正義の二原理と友愛

2.3.1 格差原理と互惠性

友愛は、人びとの間の絆や結びつきを指す言葉だといえる。ロールズは、格差原理がこの友愛の理念の一解釈を提供するものであるとしつつ、「格差原理は、友愛のありのままの意味——すなわち、暮らし向きのあまりよくない他者の便益になるのでない限り、より大きな利益をもつことを欲さないという考え——と合致する」（*TJ* 105; *Rev.* 90 / 142）と述べる。ここには、他者の暮らし向きに配慮するある種の精神態度と振る舞いが読み取れる³³。

それでは、格差原理はいかにして友愛の理念と合致するのだろうか。ロールズ自身が認めるように、第一に、友愛が示す精神態度や振る舞いは権利や義務と結びつきにくく、このことが友愛の位置づけを自由や平等という他の理念より曖昧なものとしてきた事情がある。対照的に、格差原理を含む正義の二原理は、そもそも権利や義務の割り当てといった制度や政策を統制するものである。制度や政策を統制する格差原理がいかにして友愛を体現するのだろうか。また第二に、大規模な社会がこうした情操的あるいは感情的な絆で結びつくことは果たして可能だろうか。たとえば、同じ社会に住みながら生涯に出会うことのない人びとが互いに配慮し合う状態を想像するのは、困難なことのよう思わ

³³ ここで友愛という言葉がもつ思想史的な含意や奥行きに踏み込むことはできない。友愛概念の含意や変遷、連帯概念との重なりについては、重田（2010：序章）を参照。またロールズはここで、「友愛のありのままの意味」を体現する場として家族を挙げているのだが、友愛がある種の人びとの間に、彼らもつ差異を超えて対等性や相互性を成り立たせる力をもったことを考えるならば、ロールズが用いたアナロジーはいささか奇妙であるように思われる。

れる。これらの疑問を念頭におきつつ、順に検討していこう。

まず、第一の疑問に関してロールズは、格差原理のもとでは、正義にかなった制度や政策が許容する不平等がより不遇な人びとの暮らしよさに寄与する点で、友愛が要求するものを充足すると主張する（*TJ106; Rev. 91 / 143*）。言い換えれば、不平等が同時により不遇な人びとの暮らしよさに寄与するものとなるように制度や政策が設計されているならば、こうした制度や政策を媒介として人びとは友愛が示す他者への配慮を実現することになる、というわけである。格差原理は制度や政策に対するそのような指針なのである。格差原理のこの側面は、〈互惠性〉（*reciprocity*）に注目することで、よりはっきりすると考えられる。

ロールズは、格差原理が互惠性の構想を表明するものであるとして、互惠性を次のような仕方でも説明する。仮にAとBという集団を代表する二人の人物がおり、BはAよりも不遇な人であるとしよう。さてBは、Aがより多くの利益を獲得することを、それがBの見通しを改善するようなやり方で獲得されたものであるという理由で、受け入れることができる。もしもAのよりよい地位が認められないならば、Bの境遇はさらに悪化することになる（*TJ 103*）³⁴。言い換えれば、ここで互惠性が意味するのは、Aがより多くの利益を獲得することが、Bの見通しを改善するような仕方になされ、BはAがそのような仕方でも利益を獲得することを受け入れて社会的協働に参加する、という関係性ないし相互性である。それゆえ、互惠性を充たす格差原理は、より恵まれた人びとがより多くの利益を獲得する際に同時に不遇な人びとの見通しを改善する、という仕組みを組み込んだ制度や政策の設計を命じることで、友愛が示すような他者への配慮を実現するのである。

しかしながら、即座に疑問が浮かぶのは、AとBに課される負担は非対称であり、Aにより多くの負担を負わせる点でこれが公正であるようには思われにくいことである。この点についてロールズは、この場合Aのようなより恵まれた人に対して語りうることとして、次のことを挙げる。まず、各人の暮らしよさは、それなしには誰も充実した生活を送ることのできない社会的協働の枠組みに依存すること、また、その枠組みの条件が理にかなったもの（*reasonable*）であるときにのみ、全員が協働に進んで参加することをあてにできること、この二点である（*TJ103; Rev. 88 / 139*）。しかし、一点目の、社会的協働の枠組みがなければ、より恵まれた人の生活も成り立たない点は認めるにしても、二点目は、その枠組みが当のより恵まれた人にとって理に適っているのかが依然として不明である。おそらく、ここにはまだ説明が不足している。この点を補足するためにさらに次の引用に注目しよう。

私たちはそこで次のことを理解する。すなわち、格差原理は実質的に、生来の才能の分布を共通資産（*a common asset*）とみなし、また、この分布のもたらす便益を——それがどのようなものであることがわかっていとも——分かち合おうとする一つの合意を表していることを³⁵。生まれつ

³⁴ 『改訂版』では、この説明はほぼ全面的に修正されている（*Rev. 88 / 138-139*）。

³⁵ 『改訂版』では、「私たちはそこで次のことを理解する」が削除されているほか、いくつかの表現

き恵まれた立場におかれた人びとは誰であれ、敗れた人びとの状況を改善するという条件でのみ、自分たちの幸運から利得を獲得してよい。生まれながらに恵まれた人びとは、単に天賦の才に優れている (*more gifted*) というだけで利得を獲得してはならず、訓練と教育の費用を賄うこと、またその資質を同じくより不運な人びとを援助する仕方を用いることでのみ、利得を獲得してよい。(TJ101-102)

この一節は、ノージックら一部の論者によって、人びとの生来の才能が社会の「共通資産」であるとロールズが主張したものと理解された箇所でもある (Nozick 1974: 228-229 / 376-378)。しかしこの点は、S. フリーマンらが指摘するように、あくまでロールズは才能の分布を共通資産とみなすことで、それがもたらす便益を分かち合うことを提唱しているのであって、才能それ自体の所有権が社会に帰属するといった主張をしているわけではない (Freeman 2007a: 115-116; cf. 川本 1995)。

むしろ注目したいのは、恵まれた人びとに対するロールズの暗黙の想定である。繰り返せば、生来のめぐり合わせといった表現に象徴されるように、人がどのような才能を生まれもつかは偶然的である。そこでロールズは、恵まれた人びとがその才能の優秀さという点で既に優遇された立場にあるという前提をおきつつ、不運な人びとに対して配慮する関係性へと転換することを企図している。そのためのレトリックとして用いられるのが「共通資産」である。つまり、生来の才能に恵まれることは共通資産から既に多くを与えられているのだ (被贈与性) という擬制を成り立たせることで、そこから恵まれた人びとが優遇された一部を返す関係へと移行させるのである。もちろん、先に述べたように人びとの才能それ自体が社会に管理されるわけではない。しかし格差原理は、互惠性を充たすことで実質的にこうした関係性を実現するというわけである。

以上のことをいったんまとめよう。ロールズはまず、前章で言及した社会的偶発性や生来のめぐり合わせという考え、あるいは本章の功績批判において、恵まれた人びとと不運な人びとの間にある自明視された秩序に対して、それが必然性をもつものではないことを指摘し、いわば楔を打ち込む。次いで、これに対して互惠性という、恵まれた人びとは幸運によって優遇された一部を返しつつより利益を獲得し、また不運な人びとは社会的協働に参加してこれを受け入れる関係性を通じて、社会的偶発性や生来のめぐり合わせを社会全体の便益の分かち合いへと組み替えることを提唱する。それゆえ格差原理は、制度や政策がこの互惠性を充たすことを命ずる点において友愛の理念に合致する³⁶。

に修正が加えられている (*Rev. 87 / 136-137*)。

³⁶ 本論文の方針から逸脱するが、ここでロールズの思想展開との関わりで、互惠性について二点補足しておきたい。一点目は、ロールズは学部卒業論文 (『罪と信仰の意味について』) において、編者の Th. ネーゲルと J. コーエンが紹介するように (Cohen and Nagel 2009: 18-19)、功績 (*merit*) 概念を拒否していることである。そこでロールズは、「彼は自らの生をより吟味するほど、完璧な正直さでもってより自分自身をみつめるほど、自分のもつものが贈与 (*gift*) であることによりはっきりと気づくのである」、あるいは、「まさに彼の善さの可能性は誰かが彼に与えるものを前提とするのだから、善行を自分自身のものとして主張できる人はいない」と述べている (*BI*240-241)。『正義論』から約

2.3.2 正義感覚

次に、第二の問いとして、大規模な社会において人びとがいかにして情操的な絆で結びつくのかという問題を検討したい。既に明らかにしたように、格差原理は人びとに対して直接他者を配慮するよう命じるわけではなく、人びとの間に互惠性が成り立つ社会的協働の枠組みを要求する。ここでは、恵まれた人びとと不遇な人びとが直接配慮し合うことは求められていない。しかしロールズは同時に、正義の二原理が充たされた社会として彼が想定する「秩序だった社会」(a well-ordered society) —— 「他の人びとも同一の正義の諸原理を受諾しており、また、基礎的な社会制度がその諸原理を充たしかつ充たしていることが周知されている、以上二点を全員が受諾し承知している社会」(*TJ* 453-454; *Rev.* 397 / 595) —— において、人びとはある種の絆で結びつくことに等しい道徳的情操をもつことを論じている。この点をとくに〈正義感覚論〉(sense of justice) に焦点化し、第二の問いに対する解答として検討しよう。

ロールズはこの正義感覚を『正義論』第8章で論じている。端的には、正義感覚とは、制度が正義にかなっている場合に、人びとがその制度を維持したいと欲する道徳的情操である。ロールズは、秩序だった社会にあって人びとの正義感覚がいかにして発達させるかを論じている。それによれば、人びとは道徳心理学の三つの法則に則り正義感覚を有するようになるという。ロールズ自身によるその三法則の要約をまず引用し、解説を加えよう。

第一法則：家族の制度が正義にかなっており、また両親が子どもを愛し、その子の善に心を砕く (caring for) ことで親の愛をはっきりと表明するならば、子どもは自分に対する両親の明白な愛を承認し、彼らを愛するようになる。

第二法則：第一法則に則って愛着を習得することで、ある人の仲間・同胞感情 (fellow feeling) を抱く能力が実現されており、かつ社会の制度編成が正義にかなっており、また正義にかなっていることが全員に公共的に知られているならば、その人は、他の人びとが明白な意図をもって彼らの義務と責務を遵守し、また各々の持ち場における理想にしたがって生活するにつれて、連合体のなかで他の人びとに対する親愛の情と信頼の絆 (ties of friendly feelings and trust) を発達させる。

第三法則：最初の二法則に則って愛着を形成することで、ある人の仲間・同胞感情を抱く能力が実現されており、かつ社会の諸制度は正義にかなっており、また正義にかなっていると全員に公

30年前の、キリスト教の観点からの記述であるため単純な比較は許されないが、ここには本章が互惠性に見出したのと共通する被贈与性の視点がみられるように思われる。二点目は、互惠性概念の展開についてである。ロールズが互惠性の必要性として挙げた、その枠組みの条件が理にかなったものであれば全員の社会的協働が期待できるという点には、『政治的リベラリズム』における「互惠性の規準」(the criterion of reciprocity) —— 「私たちの政治権力の行使が適正であるのは、その政治的行為について私たちが申し出る理由が、そうした行為の正当化として他の市民によって無理なく受諾されるであろうと心から信じる時に限る」(*PL* xlvi) —— の視点へと発展する萌芽を見出すことができる。

共的に知られているならば、その人は、自分や自分が気にかける (cares) 人たちがそうした制度編成の受益者であることを認めるにつれて、それに対応した正義感覚を習得する。(TJ 490-491; Rev. 429-430 / 642-643)

第一は、〈権威の道徳性〉(the morality of authority) と呼ばれる段階であり、ここでは子どもが親という権威のもとで道徳性を発達させる。第二は、〈連合体の道徳性〉(the morality of association) と呼ばれる段階であり、個人が属するさまざまな連合体 (家族のような小規模なものから国民共同体の総体まで含むとされる) において道徳性を発達させる。第三は、〈原理の道徳性〉(the morality of principles) と呼ばれる段階であり、この段階で人びとは、正義原理を遵守することで正しく行為し、正義にかなった制度を推進したいと願うようになる。ここでは、とりわけ第二、第三の段階に注目しつつ、そのプロセスを読み取ろう。

まずロールズは、罪責感情のような道徳的態度と、愛や友情のような自然本性的態度には結びつきがあると考え。第一法則で言えば、親が愛をもって接するならば、子どもは親が課した規範に背くとき、罪責の感情を抱くという (TJ 465; Rev. 407 / 610)。同じことは第二法則にもいえる。連合体の道徳性は多くの理想を含む。たとえば家族であればよい夫やよい妻、学校であればよい生徒やよい級友、社会であればよい市民といった理想がある。人びとはさまざまな連合体に参加し、こうした地位や役割に応じた理想を学ぶ。そこで求められるのは、地位や役割に応じて各自の義務や責務を果たすことであり、メンバーが互いにその義務や責務を果たし合うことは、「信頼と信用の感情を伴いつつ、仲間に対する親愛の情を発達させる」(TJ 470; Rev. 411 / 616)。逆に、その義務や責務を果たし損ねるとき、人びとは罪責の感情を抱くことになる。

このようにして育まれる親愛の情や信頼と信用の感情は、各自が義務や責務を果たし合うことで強化され、ある種の相乗効果がみられるという。

ここでは、自分の責務や義務を履行するという明白な意図は善き意志の一形態だとみなされ、この認識は返礼として (in return) 友情や信頼の感情を喚起する。やがて、あらゆる人が自分の分担を果たすことによる互恵的な効果は、一種の均衡に達するまでお互いを強化する。(TJ 471; Rev. 412-413 / 618)

この点に関して、ロールズはこうした道徳心理学の法則が互恵性の原理であると述べている (TJ 453; Rev. 397 / 594)。この場合に互恵性が意味するのは、「同じ仕方で返答する (answer in kind) という傾向性」であり、また「この傾向性は深層心理の事実」であるという (TJ 494; Rev. 433 / 648)。つまり、自らが属する連合体において、その義務や責務を履行することは、その仲間が義務や責務を履行することへの返礼・返答を意味する。それゆえ、義務や責務の不履行は罪責感情をもたらすだけ

でなく返礼・返答の欠如を意味し、一方で義務や責務の履行は、その返礼・返答を通じて相乗効果的に、仲間に対する親愛の情や信頼と信用の感情を発達させることでもある。

こうして第二の段階を経た人びとは、同様に正義の原理に対して愛着を覚える第三の段階に、無理なく至ることができるという。そのような人びとは、「多くの特定の個人やコミュニティへの愛着を発達させるし、また、さまざまな地位において自分に適用され、社会的な是認と否認によって支えられる道徳的基準にしたがう傾向がある」(TJ472-473; Rev. 414 / 620)。たとえば、人びとは市民として、あるいは立法や司法などの職務に就く人はその地位や役割に応じて、正義原理を解釈し適用することを通じて、正義原理に準拠して行為したいと欲するようになる。このようにして、社会的な地位や立場に応じて自らの義務や責務を履行する人びとは、そうした地位や立場に義務や責務を割り当てる正義原理それ自体に愛着を抱くようになるというのである。

それでは、この第三の段階において、人びとはどのような絆で結びつくことになるのだろうか。ロールズによれば、「いったん原理の道徳性が受け入れられるならば、道徳的態度はもはや、特定の個人や集団の暮らしよさや是認とのみ結びつくのではなく、そうした偶発性とは関わりなく選択された正の構想によって形成される」(TJ475; Rev. 416 / 622)。つまり、人びとは、自分と偶然に関わり合いのある個人や集団との仲間・同胞感情の絆でのみ結びつくのではない。こうした結びつきが大規模な社会全体を覆い尽くすことは難しい。むしろ原理の道徳性において人びとは、そうした偶発的な偏りを超えた共通の正義原理を受け入れることで結びつくのである。

この結びつきを可能にするのは、秩序だった社会の公知性 (publicity) と道徳心理学の互惠性であると考えられる。秩序だった社会とはその定義上、すべての人が同一の正義原理を受諾しており、かつそのことを全員が知っている (公知されている) 社会である。このことは、自分と他の人びとが同じ正義にかなった制度の受益者だと知ることでもある。仮にある人が正義原理に反して行為した場合、その人は自分が正義原理に反したことに罪責感情を抱き、また他の人は正義原理が蹂躪されたことに義憤を感じるであろう。ここでは同一の正義原理が参照点となり罪責や義憤の感情が引き起こされている。逆に人びとが正義原理を遵守することは、同一の正義原理を遵守するという仕方で互いに返礼・返答することに等しい。このようにして、人びとは社会の成員全員が受諾する正義原理を遵守するという仕方で、友愛の理念が示すような絆をえるのである。この点において正義原理は、いわば人びとを媒介する〈つながり〉ないし〈結びつき〉そのものを体現している。

もちろん、以上の道徳心理学の法則は経験的なものであり、その正当性を検証することが難しい。また、秩序だった社会という概念は既に社会制度が正義にかなっており、かつそのことが公知されていることを前提とするため、そのような社会を構築する議論が——市民的不服従に関わる議論を除けば——不在である。しかし一方で、私たちはロールズの正義感覚論を通じて、大規模な社会的次元における人びとの絆や結びつきのあり方を問い直し、また、正義にかなった社会を支える道徳性の性質

について再考することができるであろう³⁷。

第4節 〈つながり〉の原理としての正義の二原理

2.4.1 〈葛藤問題〉への解答

ここまで正義の二原理と自由・平等・友愛という近代の政治理念との関わりについて検討してきた。以上をまとめつつ、本章第1節で提示した葛藤問題に正義の二原理がどのように応答するものであるかを示し、またそれが第1章で論じた自由の実効化とどのように関わるか、考察しよう。

改めてウィリアムズによる平等の理想の区別をふまえれば、第一原理は、平等な自由を通じて尊重の平等を確保することに関わる。人びとが正義感覚を発達させ、正義にかなった社会を維持することは、基本的諸自由を平等に保障することを通じて、人びとが互いの合理的な人生計画を最大限肯定し合い、相互の尊重と自尊の社会的基礎を確立しようとすることを意味する。しかしながら、ロールズ自身も認めるように、第一原理のみでは尊重の平等を完全に確保することが難しい。そこで第二原理は、社会的・経済的不平等の許容条件を示すことで財の分配との関わりで用いられる平等を統制するのみならず、その友愛の互恵的な側面が重要な役割を果たすと考えられる。

……平等な自由という枠組みの内部で、互恵的な利益のために不平等を調整し、また自然的・社会的な状況の偶発性を搾取するのを慎むことを通じて、人びとは自分たちの社会のまさしく根本法規に即して、互いへの尊重を表明する。(TJ179; Rev. 156 / 243)

つまり、平等な自由を前提として互恵性という形で自然的・社会的な偶発性を自分だけのために利用することを慎むことで、人びとは互いに尊重を表明するという。このことをロールズは、カントの定言命法の第二の定式になぞらえつつ、「人びとを単に手段としてのみ扱うことと、人びとを目的それ自体としても扱うことの区別を格差原理は解明³⁸してくれる」(TJ180)と述べる。互恵性を充たす格差原理のもとでは、恵まれた人びとは、偶発性のもたらす不利益や犠牲のみを不遇な人びとに強いることがないという意味で、手段としてのみ扱うことなく同時に目的としても扱っている。また逆に、不遇な人びとは、恵まれた人びとを自分たちの見通しの改善のみに奉仕させることをしない点で、手段としてのみならず同時に目的としても扱っている。このように、互いを同時に目的としても扱うという仕方で、格差原理は人びとが互いを尊重に値する者としてみなすことを実現するである。

³⁷ 以上の検討をふまえれば、原理の道徳性における道徳性の性質は、少なくとも二つの点から特徴づけることができる。一つは、正義原理を正しく解釈し、具体的な場面や事例に適用する能力であり、もう一つは、正義原理そのものに対する愛着ないし欲求である。後者は、ロールズが『道徳哲学史講義』の「ヒューム講義」において、善への一般的欲求を解説する際に用いている表現で、「原理依存的欲求」(principle-dependent desires)と呼ぶことができる(LHMP46-47 / 86-88; 福間 2007: 268n)。

³⁸ 『改訂版』では、「解釈」に変更 (Rev. 157 / 244)。

本章ではこのことを、さらに次のように意味づけたい。分配システムが互恵性を充たすことは、分配のプロセスそれ自体において、人びとが自然的・社会的偶発性を自分のためだけに利用することを慎むことを通じて、互いを対等な存在として扱うことに等しい。言い換えれば、分配システムやプロセスそれ自体に尊重の平等と友愛が組み込まれている。この点で、とりわけ格差原理において平等と友愛の理念は一致し、互いに不可分のものとなっている。また、秩序だった社会において、人びとが社会的協働に参加し正義感覚を発達させ、正義の二原理を公共的に受諾することは、このような社会システムを肯定する正義の二原理を通じて、人びとがつながり結びつくことを意味する。それゆえ本章は、正義の二原理がこうした仕方でもって、人びとの〈つながり〉ないし〈結びつき〉を意味する原理であると結論づけたい³⁹。

2.4.2 相互の尊重と自由の実効化

では、以上のことは前章で論じた自由の実効化とどのように関わるだろうか。第一に、公正な機会の平等と格差原理を通じた自由の実効化は、第一原理による平等な自由の範囲内で、人びとが合理的な人生計画を遂行することをより確実なものにすることを意味するだろう。このことは、ロールズが自由と区別して導入する「自由の真価」(the worth of liberty) 概念に相当すると考えられる。それによれば、「人びとや集団の自由の真価とは、システムが定める枠組み内において自分たちの目的を推進するその能力 (capacity) に比例する⁴⁰」(TJ 204)。ロールズは、自由が第一原理の平等な自由によって全員にとって同じとなるのに対して、自由の真価は全員にとって同じとはならないとする。このことは、自由の実効化についても、前章でその主張が競争条件の平準化と異なり抑制的である点を確認したことからも、同様のことがいえる。しかし、自由の実効化は、たしかに人びとの合理的な人生計画の遂行をより確実なものとし、また自由や能力を行使する活動を可能にすることで、本章で論じてきた相互の尊重と自尊の社会的基盤をより確実なものとすると考えられる。

第二は、互恵的な分配システムを通じた自由の実効化の支え合いである。まず、格差原理との関わりで明らかにしたように、互恵性はより恵まれた人びとと不遇な人びととの間に、一見すると非対称的な負担(たとえば税負担)を要求するだろう。この非対称性の所以は、既に論じた通りである(2.3.1)。次に、互恵的な分配が意味するのは、金銭的な財の再分配のみならず、公正な機会の平等や格差原理

³⁹ ここまでの格差原理と正義感覚に関する論点として、G. A. コーエンは、もしも人びとが正義感覚を発達させることで正義の二原理を厳格に遵守するならば、格差原理にしたがって最も不遇な人びとの便益に資するように日常生活を送るはずであるため、本章で示した格差原理の互恵性に示唆されるインセンティブをそもそも認める必要がない、という趣旨の批判をしている(Cohen 1992: 317-318)。コーエンの批判は『正義論』以外の記述も対象としているため、十全ではないが本章の観点からは次のような応答が考えられる。すなわち、正義感覚は個々の日常の行為ではなく、あくまで互恵的で正義にかなった制度を支えることを通じて発揮されるものであり、また正義にかなった制度が許容する仕方自己利益を追求することは——たとえば、ルールを遵守しつつ勝利を目指すスポーツのプレーヤーのように——倒錯したあり方であるとは必ずしも考えられない。

⁴⁰ 『改訂版』では、「依存する」に変更 (Rev. 179 / 277)。

を通じた自由の実効化の促進でもある。一般に、格差原理についてしばしば想定されるのは、福祉国家的な再分配だと思われる。しかし、前章で自由の実効化の論拠とした記述を再び部分的に引用すれば、「格差原理は、最も恵まれない人びとの長期的な予期を改善するために、たとえば教育に諸資源を配分するだろう」(TJ 101; Rev. 86-87 / 136) とされる。ここからもわかるように、格差原理は金銭的な財の再分配のみならず、たとえば教育資源の投資を通じて最も不遇な人びとの能力形成に寄与することで、彼らの長期的な予期を改善しようとするのである。

また前章でその連続性を強調したように、公正な機会の平等もまた、たとえば階級間の障壁を解消するように学校システムを設計することで、社会生活の出発点に関わらず同じ成功の見通しを保障しようとする (1. 2. 1)。それゆえロールズはつねに注意深く「長期的な予期」や「成功への見通し」といった言葉を用いており、このことは、能力形成や自由の実効化も通じた長期的スパンで人びとの暮らしよさの改善を意味するものだと考えられるのである。先の互惠性の説明についても、不遇な人の見通しの改善について語られていることが同じく確認できる。したがって、互惠的で正義にかなった分配システムは、こうした自由の実効化の支え合いを含むものだといえる。

第三は、ロールズのコミュニティ観に関わる。ロールズは『正義論』第 79 節において、秩序だった社会にあって人間はその社会的本性として、単に自己利益や目的追求の手段として連合体や社会を欲するのではなく、それらをそれ自体として価値あるものとして認め、また互いを必要不可欠なものとして認め合うのだとする見解を示し、それを〈社会連合論〉(social union) として提示している (TJ sec. 79)。ロールズはそれを次のように説明する。

……その成員たちのニーズと潜在能力 (potentialities) に基礎をおいた社会連合を通じて、各人は他者の生来の資産が実現された総和状態に参加することができる。私たちは、自由な諸制度によって引き出される互いの卓越と個性を成員たちが享受し合う、人間のコミュニティの観念へと導かれる。また、成員たちは各人の善を完結した活動——その全体の枠組みは全員が同意しており、また全員に喜びを与える——の一要素として承認している。(TJ 523; Rev. 459 / 686)

これによれば、社会連合とは、人びとが各自の才能を発揮させつつ調和するような集合であり、そこで人びとは互いがもつ卓越や個性を快いものとして承認し合うというのである。ここでこれに言及するのは、この社会連合がこうした相互の承認を通じて、ここまで論じてきた相互の尊重と自尊の社会的基礎の確立に関わり、また同時に、各人の卓越と個性を引き出すことを通じて自由の実効化とも重なりうる視点を有すると考えられるからである。ロールズは、平等な自由のもとで社会連合が多種多様に存在し、またそれらが組み合わさることで秩序だった社会という一つの社会連合を形成するという社会イメージを提示している (TJ 527; Rev. 462 / 691)。それゆえこの社会連合は、制度的要素

と非制度的要素の両方を有しつつ、そこで尊重の平等と自由の実効化が追求されるに等しい⁴¹。

2.4.3 本章のまとめ

ここまでの内容を要約し、冒頭のアンダーソンの民主的平等論を再び参照しよう。

本章ではまず、ロールズ正義論の平等主義的な特質を明らかにするために、関係論的な平等主義——とくにアンダーソンによる民主的平等論——について導入した。アンダーソンの民主的平等論は、ケイパビリティの十分性を足場にしつつ対等な市民関係を築こうとするものだといえる。また、正義の二原理について検討するための切り口として、格差原理と友愛に関わるロールズの言明に注目しつつ、ウィリアムズが示唆する機会の平等がもたらす葛藤問題を導入した（第1節）。次に、正義の二原理と自由・平等の理念との関わりについて検討した。第一原理が自由・平等と関わるのは、「平等な自由」とそれを通じて尊重の平等を確保しようとする点においてである。また、ロールズの平等主義を特徴づける点に功績批判が挙げられる（第2節）。さらに、正義の二原理と友愛の理念との関わりについて、格差原理と互惠性、また正義感覚論に注目した。互惠性は、より恵まれた人びとがより利益を獲得する際には、同時にそれが不遇な人びとの見通しの改善に資することを要求する。格差原理は、社会の制度編成がこの互惠性を充たすよう命ずる点において、友愛の理念を体現する。また、人びとは正義感覚を発達させ、正義の二原理を遵守することを通じて互いにつながりや結びつきをえるに等しい（第3節）。最後に、本章の内容をふまえて葛藤問題に対する解答を提示した。それによれば、互惠的な分配システムは、分配のプロセスそれ自体において、人びとを互いに対等な存在として扱おうとするものであり、この点において尊重の平等と友愛が組み込まれている。また、本章の内容と前章の自由の実効化の議論との関わりについて、自由の真価、互惠的な分配システムによる自由の実効化の支え合い、社会連合論の三点を指摘した（第4節）。

もう一度アンダーソンの民主的平等論について振り返り、本章の見解をこれと比較してみよう。本章は冒頭で、アンダーソンの主張をケイパビリティの十分性を足場にして対等な市民関係を築こうとするものとして理解した。本章もまたロールズ正義論を関係論的な平等の観点から解釈してきたが、そのあり方はアンダーソンと異なる。アンダーソンのような一元的なアプローチに対して、ロールズ正義論の場合、正義の二原理を通じて複合的に尊重の平等を確保しようとアプローチする。また、本章の理解では、機会の平等がもたらす葛藤問題に対して尊重の平等をいかに確保するかという視点から捉えることで、その特質がより際立つ。その力点は分配のシステムやプロセスが互惠的であること、すなわち、財のそのもの水準よりも、財の分配を通じて人びとが互いを扱うその仕方に強調点がある。それによって自由の実効化を支え合い、相互の尊重を確保しようとするものだといえる。

⁴¹ 社会連合論についてより詳しくは、児島（2016）を参照。そこでは、アリストテレス的原理と社会連合との関係、また社会連合の反完成主義的側面について論じた。

第3章 教育機会の平等に関わる規範的諸問題の検討——ロールズ正義論の擁護

本章では、前章までのロールズ正義論の再検討をふまえて、教育機会の平等に関わる規範的諸問題に対する本論文の見解と主張を明確化する。序章で本論文の問題意識として示したように、教育機会の平等をめぐるのは、自由と平等の理念的対立が強調されてきたといえる。この点に関する本論文の認識はこうである。すなわち、二つの理念は対立するという認識は誤りだとまではいえないが、二項対立に落とし込むことは問題をいささか単純化させ過ぎる危険があり、また、「平等主義的」な教育機会を要求することの困難は、単に自由に対して平等を擁護することのみならず、平等それ自体が孕む困難にも関わっている。さらに、歴史的には社会変革を牽引する理念として平等にはさまざまな期待や願望が託されてきたことの意義を認めるにしても、哲学的な論証としては、「平等主義」という言葉で厳密に意味されること、またそれが抱える困難に対してより自覚的であるべきである、と。実際、現在の英語圏の教育機会の平等に関わる論争は、自由と平等の理念的対立を強調するのとは異なる論調で推移している。

そこで本章は、まず上記の問題認識の所以を示すために、現代の英語圏の政治哲学・倫理学の論争や理論——これらに通暁した人にとってはお馴染みの議論であるが——を参照することで、「平等主義」が抱えるある種の困難に焦点を当てる（第1節）。次に、その論争や理論が教育機会の平等を論ずるにあたってもつ意味を考察し、その関わりで公正な機会の平等に対する批判を検討する（第2節）。ここでは、公正な機会の平等の正義の二原理内における位置づけが一つの争点となるだろう。そのうえで、現代の教育機会の平等をめぐる論争〈教育の適切・妥当性 vs. 教育の平等〉を取り上げる（第3節）。この論争は、本論文全体を通じて取り上げきた諸々の論点に関わると同時に、現代における二つのロールズ派の展開および対立としてもみなせる。本章はこの論争を検討し、ロールズ正義論の立場を擁護することをもって、本論文の見解と主張としたい。

第1節 問題の所在

3.1.1 目的論的平等主義の定義とその問題——〈平等に内在する困難〉

ここでは、現代英語圏の政治哲学・倫理学の論争や理論を参照することで、自由と平等の対立と称されてきたものを異なる視点から検討することから始めよう。そうした現代の平等論の展開において問われてきたことの一端を本論文なりに要約するならば、それは「平等主義」内部にある主張の多様性と、ある種の「平等主義」が抱える困難だと思われる。本章ではこれを〈平等に内在する困難〉と呼ぶことで、本章の論証の一つの切り口としたい。既に本論文は第1-2章で、運の平等主義と関係論的な平等主義という二つの平等主義構想を取り上げてきた。本節では、平等の評価原理（evaluative principles）と呼ばれる区別を参照することで、「平等主義」に対するより厳密な定義と主張の区別、

またその困難について確認しよう⁴²。

そのような議論でおそらく最も影響力あるものに、D. パーフィットによる〈目的論的平等主義〉(teleological egalitarianism) の定義とその批判がある (Parfit 2000)。パーフィットはこの立場が平等に内在的価値を見出す立場であるとして、次のように定義する。

平等の原理 (*The Principle of Equality*): ある人びとが他の人びとよりも不遇である (worse off) ならば、それはそれ自体で悪 (bad) である。(Parfit 2000: 84 / 138)

この定義は、人びとの境遇の等しさに関心をもつ者の直観を、シンプルかつ明快に示してくれる⁴³。しかし、パーフィットが指摘するのは、この立場が困難を抱えることである。二つ挙げられるうちのひとつのみ言及する。単純化すれば、目的論的平等主義は、全員が等しく良好な場合と全員が等しく不遇な場合の、どちらが望ましいかを説明できない。なぜなら、この定義は人びとの境遇の相対的な水準にしか注目しないからである⁴⁴。それゆえこの立場は、一部の人びとの境遇の良好さを低下させることで全員が等しく不遇となることも肯定してしまう。これが、パーフィットが目的論的平等主義に対して投げかける、〈水準低下〉(leveling down) 批判である (Parfit 2000: 98-99 / 166-168)。

この水準低下批判が重みをもつと考えられるのは、目的論的平等主義が「非常に馬鹿げた」(quite absurd) 見解を含むとパーフィットが指摘する点にある。すなわち、目的論的平等主義は平等に内在的価値を見出すのであるから、たとえば自然災害によって全員の境遇を等しく不遇にするだけで、何ら利益をもたらさない水準低下であったとしても、平等がもたらされる点で善きことが実現されたと考えねばならない (Parfit 2000: 99 / 168)。したがって、ここでの要点は、単に誰かの境遇の水準が低下することを問題視しているのではなく、目的論的平等主義がこの「非常に馬鹿げた」見解を含む点に向けられていると考えるべきだろう。

本章がこの問題を平等に内在する困難と呼ぶ理由はここにある。これによれば、目的論的平等主義は自由との対立を別にしても、それ自体で問題含みだからである。もちろん、これで目的論的平等主義の是非に終止符が打たれたわけではないし、本章もそう主張したいわけではない (その裁定は本論文の射程を大きく超える)。とはいえ私見では、次節でみるように、上記の問題は教育機会の平等にと

⁴² 本節では、現代の平等論の展開から本章の議論に必要な範囲に絞って紹介する。より詳細な解説については、たとえば Hirose (2015: ch. 3-5) を参照。

⁴³ パーフィットはもう一つ、〈義務論的平等主義〉(deontological egalitarianism) という立場の区別も導入する (Parfit 2000: 84 / 138)。これは、何か他の道徳的理由——たとえば、平等な取り分への権利——から平等を求める立場である。しかし、本章ではこの区別を重視しない。

⁴⁴ ただし目的論的平等主義者は、効用原理 (人びとの境遇がより良好であるならば、それはそれ自体でより善い) のような他の原理を組み合わせる多元主義者であることによって、全員が等しく良好であることのほうが望ましいと判断することができる。

っても無視し難い視点を含んでおり、また論争に影響も与えてきた。

3.1.2 目的論的平等主義への代替案

そこで、目的論的平等主義に対抗する有力な立場が大きく二つ存在する。一つは、パーフィット自身が提唱する〈優先主義〉(prioritarianism)である。これをパーフィットは次のように定義する。

優先論の見方 (*The Priority View*) : 人びとに便益を与えることは、その人びとが不遇であるほどに、より重要である。(Parfit 2000: 101 / 172)

目的論的平等主義が相対的な水準に関心を向けるのに対して、優先主義は絶対的な水準の観点から不遇な人びとを特定し、また、不遇な人びとの絶対的な水準の改善を要求する。パーフィットは、それゆえ優先主義は水準低下批判を回避できるとして、「平等主義者」を自称する論者はむしろ優先主義に鞍替えすべきことを説いた(実際、多くの論者が優先主義者となった)。

もう一つは、〈十分主義〉(sufficientarianism)と呼ばれる立場である。これはH. フランクファートによる、「経済的資産の分配に関して、道徳的な観点から重要であるのは、全員が同じ (*the same*) だけ有すべきことではなく、各人が十分に (*enough*) 有すべきことである。仮に全員が十分に有するならば、一部の人びとが他の人びとより多いかどうかは、道徳的に重要ではないだろう」(Frankfurt 1987: 21) という主張に端を発する立場である。つまりフランクファートによれば、財の分配に関して平等は道徳的に重要ではない。重要なのは、十分だといえる一定の基準値を全員が充たすことである。おそらくこれが、十分主義の中心的直観を表す主張である。

また別の指摘によれば、十分主義は次の二つのテーゼから成り立つものとして理解できるという。

積極テーゼ : 十分性の水準を下回る人びとに対する便益は、十分性の水準を上回る人びとに対する便益よりも優先性が与えられる。

消極テーゼ : 十分性の水準を上回る人びとに対する便益には、何ら優先性が与えられない。
(Hirose 2014: 116 / 144; cf. Casal 2007: 297-298)

とくに消極テーゼが示唆するのは、十分性の水準を上回る人びとの間での不平等に対して、十分主義が無頓着なことである。それゆえ、十分主義の立場からすれば、十分性を上回る水準における不平等の大きさは問題とならず、また十分性の水準を下回らない範囲では、何らかの理由で水準低下が起こることも問題ではない、ということになる。この十分性の水準をどこに定めるかは論者によって異なり、また、その水準の恣意的でない定め方があるのかは、依然として係争中の論点の一つであろう。

いずれにせよ、以上から次のことを確認しておきたい。優先主義や十分主義の区別によって明確になったのは、一般に「平等主義」に括られてきた立場には、少なくとも三つの区別すべき立場が含まれていることである。とくにパーフィットの水準低下批判によって、目的論的平等主義は大きな打撃を受けることになった。また、優先主義と十分主義は、目的論的平等主義を批判する点で主張を共有する。これによって、平等を論ずる者はこうした区別や、水準低下批判に対してある程度自覚的であらねばならなくなった⁴⁵。また繰り返せば、この問題はさしあたり自由との対立とは別問題である。

第2節 〈平等に内在する困難〉と教育機会の平等

3.2.1 〈水準低下批判〉と教育機会の平等

それでは、前節で整理検討したことは、教育機会の平等に対していかなる意味をもちうるだろうか。水準低下批判との関わりで三つの点を指摘してみたい。

第一は、教育機会の平等という概念の理解やそうした議論の陥穽に関わる。まず、教育機会の平等という概念をいかに理解するかに関しては、これまでさまざまな解釈が示されてきた。多くの場合、教育機会はある特定の一時点ではなく、さまざまな条件を含むか、あるいは何らかのプロセスとして理解されてきたといえる。たとえば、かつて J. S. コールマンが教育機会の平等を実証的に検証した際には、その概念が教育の不平等の五つの類型——①生徒一人あたりの支出のような学校への資金投入、②学校の人種構成比、③目にはみえないさまざまな学校の特徴、④平等な背景や能力をもつ諸個人に学校がもたらす帰結、⑤不平等な背景や能力をもつ諸個人に学校がもたらす帰結——によって規定されることが想定されたという (Coleman 1968: 16-17)。このことが示すのは、教育機会が何らかの教育結果を含む概念として理解されるべきことである (Howe 1997: 16-22 / 27-36)。実際、教育を一時点の出来事ではなくプロセスとして捉える限り、このことは避けられないだろう。

しかしこのことは同時に、教育機会の平等を論ずる際の陥穽ともなりうる。たとえば那須耕介が指摘するように、教育機会の平等をめぐるのは「教育への機会の平等」と「教育による機会の平等」がうまく腑分けされないことで議論が錯綜し、いつのまにか結果の平等が呼び戻される (結果の平等の密輸) 問題がしばしば生じる (那須 2009: 304-306; 2010: 150-151)。いわば議論する当人も気づかぬうちに教育結果の平等を主張するといったことが起こるのである。この指摘を本章なりにさらに解釈すれば、このような混乱や混同は、無自覚に教育機会に含める内容を拡大することだけでなく、目的論的平等主義にもとづき推論することにも起因しうると考えられる。つまり、ある時点の教育結果に着目し、その不平等ゆえにそれを問題視するのは、目的論的平等主義的な発想といえるからである。もうしそだとすれば、それは水準低下批判のような問題を抱えるだけでなく、教育機会と教育結果

⁴⁵ ただし、本章はもう一方で、ロールズ正義論の主張をこれらの区別に落とし込むことはしない。ここでの目的があくまで自由と平等の対立と呼ばれる問題を整理する点にあること、また、本論文は既に第1-2章において、ロールズ正義論に自由の実効化という構想を見出し、またそれを関係論的な平等主義との関わりで位置づけてきたからである。

とを同一視することで、その概念的意義をも失わせるものであるように思われる。つまり、何らかの不平等な教育結果に着目し、それがまさに不平等であるがゆえに批判するのであれば、端的に言ってそれは、教育機会ではなく教育結果の平等の主張にほかならない。

しかし第二に、——ここまでの議論と一見矛盾するようにも見えるが——実践上は目的論平等主義と異なる立場から水準低下が擁護される場合がある。その理由は、教育の〈地位財〉(positional goods)としての特性に由来する。地位財とは、「その善・財の分配・分布におけるある人の相対的な立ち位置 (relative place) が、その人の——その善・財の価値に関する——絶対的な地位 (absolute position) に影響するような特性をもつ財」(Brighouse and Swift 2006: 472) のことである⁴⁶。たとえば、大卒と非大卒という相対的な立ち位置の違いは、労働市場においてもつ価値の絶対的な水準に違いをもたらすことがある点で、地位財として捉えることができる。この場合、全員を大卒にすることで、(元)非大卒の労働市場における価値の絶対的な水準が改善するとは限らない。教育が社会的な選別機能をもつ限り、大卒／非大卒とは別の選別カテゴリーが生み出される可能性がある。つまり、別の相対的な立ち位置が労働市場における価値の絶対的な水準に影響を与え続けるかもしれない。

そこで仮に大卒／非大卒が上下二つの階層の出身者と一致する極端な場合を考えてみよう。この場合、下層出身の大卒割合を増やし、彼らの労働市場における価値の絶対的な水準を改善する一つの方法は、上層出身の大卒割合を減らすことである。つまり、上層出身者の相対的な立ち位置を低下させることが、下層出身者の絶対的な地位を改善することにつながりうる。こう考えると、水準低下が目的論的平等主義ではなく優先主義の立場から擁護されうるのである(ただし、他の価値や考慮事項もふまえてこれが正当化されないこともある)。それゆえ、目的論的平等主義が「非常に馬鹿げた」見解を含むとしても、それとは別の立場や理由から水準低下が擁護される場合がある。

第三に、教育資源の配分の効率性に関わる問題がある。これは一般にもよく認識された問題だと思われるが、ブリッグハウスの指摘にならって〈底なし穴問題〉(bottomless pit problem)と呼んでおこう。すなわち、「最も不遇な人びとのために私たちができる最大限のことを試みることで、その資源のすべてを彼らのために割かざるをえず、また、より恵まれた人びとのために何も割けないという可能性」(Brighouse 2003: 477) のことである。教育資源の投資が何らかの成果に実効的に変換されるとは限らず(不確実性)、また資源が有限である限り(有限性)、教育機会の平等にはこの種の問題がつねにつきまとう。そして、特定の人びとに資源が費やされることで、その意図とは関わりなく他の人びとに水準低下がもたらされることがある。

以上のように、教育機会の平等を論ずるにあたって水準低下がもつ意味を考えると、この文脈では水準低下はより身近な問題だといえる。ただしそれは、第二と第三の点にみられるように、パーフィ

⁴⁶ 地位財としての教育については、Brighouse and Swift (2006: 482-483)、Hollis (1982)、Swift (2003: 23-25; 2006: 115-118 / 161-166)、松元 (2015: 210-212)などを参照。とくに松元 (2015: 第5章)は、教育がもつ価値の諸側面や現代の平等論の教育政策への含意を整理して明晰に論じている。以下の記述は、これらの文献に拠りつつ説明を大幅に簡略化している。

ットがそもそも目的論的平等主義に対する批判として指摘したのとは異なる意味をもつ。

本論文の主張を三つの論点に照らして確認しておこう。第一の点については、第1章が目指したのは、まさしく目的論的平等主義とは異なる機会の平等観をロールズ正義論に見出すことであった。ここで見出したのは、目的論的平等主義ではなく自由の実効化という指針である。繰り返せば、それが意味するのは自由に対する制限や障壁を取り除くことで、形式的自由を経て実効的自由の獲得へと移行するプロセスである。教育機会に含める内容を拡大しすぎる危険には注意しなければならないが、この指針は目的論的平等主義とは一線を画する。

第二の点については、優先主義と同じく自由の実効化という指針からも水準低下が擁護されるべき場合があるかもしれない。たとえば、ある特定の人びとの自由の実効化——とくにその基本的なもの——が奪われているか著しく限られており、地位財的な側面を考慮するとより恵まれた人びとの水準低下なしには実効化できない——かつ、より恵まれた人びとの基本的諸自由を侵害しない——と判断される場合には、そのような方策が擁護されかもしれない。

第三の点については、底なし穴問題と類似した批判はしばしば格差原理に対して投げかけられてきた⁴⁷。しかしながら、教育機会の平等を考えるうえで、公正な機会の平等原理に対する批判を考慮することがより重要だと考えられる。というのも、公正な機会の平等は格差原理に比べて目立たず、あるいは正義の二原理内では比較的穏当な原理としてしばしば等閑視されてきた。しかし実はもう一方で、公正な機会の平等が格差原理に辞書的に優先する点が、いわば底なし穴問題を引き起こすとして批判にさらされてきたのである。そこで次に、そのような批判について検討しておこう。

3.2.2 公正な機会の平等と〈底なし穴問題〉

公正な機会の平等とその格差原理に対する優先権を批判するのが L. アレキサンダーと R. アーネソンである。アレキサンダーはそれまで注目されてこなかった公正な機会の平等に注目し、ロールズがその優先権の論拠をほとんど提示していないこと、また、その優先権が高コストな施策を要求することを指摘した (Alexander 1986)。アーネソンもまた、アレキサンダーと同様の趣旨で、公正な機会の平等とその優先権が反直観的な含意をもつとして批判する (Arneson 1999: 81-83)⁴⁸。

⁴⁷ かなり初期の批判になるが、たとえば J. C. ハーサニーは、数学の優秀な才能をもつ子どもと発育に深刻な遅れのみられる子どもへの資源の投資の選択を例に挙げて、格差原理を批判している。それによれば、格差原理は後者への資源投資を要求するだろうが（それによって、子どもは靴ひもが結べるようになるかもしれない）、功利主義と常識はともに「よりいっそうの善」と深く激しい満足をもたらす前者への資源投資を示唆するだろうという趣旨のことを述べている (Harsanyi 1975: 596)。これはあくまでハーサニーが挙げる反論の一つであるが、格差原理の非効率性を論難する典型例である。

⁴⁸ これらの批判は R. S. テイラーが既に検討・応答しており (Taylor 2011: ch. 5)、本論文は第1章でこれに示唆を受けつつも、独自に自由の実効化という指針を提示した (1.3.2)。ここではさらに、自由の実効化の指針を敷衍することで、テイラーとは異なる形でこれらの批判に対するロールズ正義論の立場からの応答を試みる。

まず、アレキサンダーによって乏しいとされる優先権の論拠については、既に第1章で引用した『正義論』第14節の言明がある。再び部分的に引用すれば、「開かれた地位の原理 [= 公正な機会の平等] は次のような確信を表している。すなわち、もし一部の立場が全員に対して公正であるという根拠にもとづいて開かれていないならば、たとえそうした立場をつかむことを許された人びとの多大な努力から便益を得るとしても、そこから締め出された人びとが不正に扱われたと感じるのは正しい、と」(TJ84; Rev. 73 / 115-116)。アレキサンダーはこの言明がわずかなヒントしか含まないとする。

しかし、第1章の議論をふまえれば、たとえ便益で埋め合わされるとしても、公正な機会の平等の欠如は、自由や能力の行使が妨げられる点で自尊の成立条件にとって致命的である。第1章では、公正な機会の平等と格差原理における自由の実効化の連続性を強調した。しかし逆に、その区別に着目するならば、前者のほうがより外的・形式的な制限や障壁を取り除くことに関わるといえる。このことをさらに敷衍すれば、より外的・形式的な制限や障壁が内的・能力的なそれらよりも取り除くことが容易であるだけでなく、自由や能力を行使する外的・形式的条件を欠いたままに内的・能力的な条件を整備することは、倒錯しているという解答が可能だろう。つまり、公正な機会の平等を通じた自由の実効化は、格差原理を通じた自由の実効化の前提となると考えられるのである。自由の実効化という指針からは、以上のような応答ができるように思われる。

次に、その批判についてはアーネソンによるものを取り上げよう。アーネソンによれば、公正な機会の平等とその優先権は大まかに次のようなことを含意する。仮に潜在的に同水準の最も高い才能と同水準の野心をもった二人の人物がおり、一方は最も裕福な世帯に、他方は上位中流の世帯に属するものとしよう。彼らの生涯の見通しは前者のほうがわずかによい。しかし、後者の見通しも社会のほとんどの人びとに比べれば、はるかによい。その場合、公正な機会の平等が命ずるのは、後者の見通しをわずかに改善し両者の見通しを平等化することである。また、公正な機会の平等の優先権は、この平等化が終わるまでは格差原理による最も不遇な人びとの見通しの改善を禁止する。たとえ同じ資源を用いて最も不遇な人びとの所得を二倍にすることができたとしても (Arneson 1999: 82)。

これは底なし穴問題の応用編ともいえよう。この理解によれば、上位者のわずかな改善のために莫大な資源が費やされ、より不遇な人びとが恩恵を受けられない点でさらに理不尽である。しかし、この批判は第1章で退けた競争条件の平準化としての理解であり、本論文はこれを明確に否定することができる。公正な機会の平等はこうした瑣末な平等化に固執しない。またアーネソンの理解は、公正な機会の平等をメリトクラティックな原理として解釈する点でもミスリーディングである。つまりそのような解釈では、高水準の才能の人びとは中程度の才能の人びとに対して優先される。それゆえ、上位者から順に平等化した結果、下位者にまで至る頃には資源が尽きてしまうことになる。

これに対して、改めて公正な機会の平等の定式を示しておこう。

生来の資産の分布があると想定して、才能と能力において同じ水準にあり、またそれらを活用す

る意欲も同じ人びとは、社会システムにおける出発地点に関わりなく——つまり彼らの生まれる所得階級に関係なく——成功への同じ見通しを有するべきである。(TJ73)

この定式は、一見するとメリトクラティックかもしれない。しかし、同じ才能と意欲を有する者が同じ見通しを有すべきとするだけで、上位者と下位者との関係については中立的である。それゆえ、ここから資源が上位者に優先して投じられると考えるべき理由はない。

以上から、第1章の議論をふまえることで、公正な機会の平等とその優先権に対する〈底なし穴批判〉は退けることができる。あるいは、その問題の大部分は緩和されうる。しかしながら、おそらく以上のような批判に対して、ロールズ自身は譲歩せざるをえなかったようである。晩年に出版された『再説』では、次のように述べられている。

一部の人びとは次のように考えている。公正な機会の平等の格差原理に対する辞書的な優先権は強すぎるものであり、より弱い優先権か、より弱い形態の機会原理のほうが良いだろう。また実のところ、公正としての正義それ自体の基底的な諸々の理念にはより合致するだろう、と。現在のところ私には、ここで何が最善であるかわからないので、ただその不確かさだけ述べておく。機会原理をいかにして特定し、またどれほど重みを与えるかは大きな困難が伴う問題であり、何らかのそうした代替案のほうが良いというのも理解できる。(JF163n / 388n)

このようにして、ロールズは公正な機会の平等と格差原理との優先順位について、最終的にはアンビヴァレントな態度をとらざるをえなくなった。またおそらく、この公正な機会の平等と底なし穴問題の影響もあって、現代の一部の論者もこの二つの原理の関係がよりフレキシブルであるべきだと考えている。そこで最後に、現代の教育機会の平等をめぐる論争を取り上げ、検討を加えよう。

第3節 〈教育の適切・妥当性 vs. 教育の平等〉 論争

3.3.1 分析の視点

現代の英語圏の政治哲学者・倫理学者の一部は、教育制度・政策に関わる諸問題について積極的に論じており、それによって現実の制度・政策がもつ理念的側面を浮き彫りにする論争や研究成果も生み出されている。ここでは、教育機会の平等に関わるそうした哲学的論争として、〈教育の適切・妥当性〉(educational adequacy)⁴⁹と〈教育の平等〉(educational equality)をめぐる論争を取り上げ、ロールズ正義論の立場から検討を加えてみたい。前者の立場の論者には E. アンダーソンと D. サッツ

⁴⁹ adequacy は訳語が定まっていない。平井(2017)は「充分性」を採用しているが、本論文では「十分主義」と混同する恐れがあるため、白石(2007; 2008)における「適切・妥当性」を採用する。

がいる。対して、後者の立場から前者を批判する論者に H.ブリッグハウスと A.スウィフトがいる。

この論争については、平井悠介がその A.ガットマンの教育理論の研究において、教育機会の平等における熟議デモクラシー論の展開とその意義を検討する観点から、アンダーソン/サッツの主張を取り上げており、また、それに対するブリッグハウス/スウィフトの主張にも部分的に言及している(平井 2017: 第9章)。熟議デモクラシー論の文脈でアンダーソン/サッツの主張を取り上げることはもちろん有意義だと考えられる。しかしながら、ここではそれとは異なる点に注目してこの論争を検討してみたい。それは、教育適切・妥当性論や教育の平等論の主張が本章で検討してきた平等の評価原理の区別や平等に内在する困難と関わる理論的側面をもつ点、また、両者が現代における二つの修正ロールズ派の展開として捉えることが可能だと考えられる点である。そして、このことは平井が明らかにした側面のみならず、この論争の分配論的な側面を示すものだと考えられる。

もちろん、この論争はさらに別の側面も含んでいる。それは、とりわけ前者の主張が米国の深刻な教育の不平等という現実を見据えている点、あるいは、そうした背景を強く反映していると考えられる点である⁵⁰。しかしながら、この点は米国の社会背景や学校財政制度も考慮した検討が必要となるため、その詳細に踏み込むことができない。それゆえここでは、両者の主張の要点を確認するとともに、その理論的側面やロールズ正義論との関わりから考察を加えることで、本論文の立場と主張をより明確化していきたい。

3.3.2 教育の適切・妥当性論

教育の適切・妥当性論から検討しよう。前提として、この立場には少なくとも二つの背景が指摘できる。一つは、先に触れた社会背景として、1980年代末から米国の学校財政制度訴訟における法理の動向として展開する、適切・妥当性論である⁵¹。もう一つは、理論的には平井が位置づけるようなガットマンによる〈民主的教育論〉(democratic education)以降のデモクラシー論やシティズンシップ論の展開である。すなわち、ガットマンの提唱する〈民主的基準値の原理〉(the democratic threshold principle)によれば、「教育財の分配における不平等は、それがいかなる子どもからも民主的プロセスに実効的に参加する能力を奪わないならば(奪わないときのみ)正当化されうる」(Gutmann 1999: 136 / 155)。こうした点をふまえつつ、その主な主張をみていこう。

まず、アンダーソンは〈民主的平等論〉の立場から教育における公正な機会を論じる (Anderson 2007)。つまり、関係論的な平等主義に立脚した教育機会の平等論である。ただし、ここでアンダー

⁵⁰ アンダーソン/サッツはともに米国の論者であり、また、スウィフトは英国、ブリッグハウスは米国の論者であるが、ブリッグハウスが英国出身である。この点で、教育の適切・妥当性論は米国、教育の平等論は英国という社会背景の違いを反映するものとみることが出来る。

⁵¹ 米国の学校財政制度訴訟における適切・妥当性論について詳しくは、白石 (2007; 2008; 2014) を参照。既に述べたように、ここでは学校財政制度の観点からアンダーソン/サッツの教育の適切・妥当性論の詳細を検討することはできない。

ソンが焦点を当てるのは、エリートの教育である⁵²。それによれば、民主的なエリートは社会の全セクターのために働く存在でなければならない。そこでエリートは、全セクターの人びとの利害関心や問題に自覚的であり、かつそのために働く性向をもった反応性、また、そうした利害関心を促進する専門知識や、全セクターの人びとと敬意ある交流をする資質・能力をもった実効的サービスといった適格さを有する必要がある。そのためには、エリートが社会の全セクターから選び出される必要があり、また、敬意をもって集団間の交流をする能力が発達させられるよう、多様な成員とともに教育を受けねばならない。これらのことから、アンダーソンは次のことを主張する。

正義にかなった K-12 教育システムは、社会の全セクター——とりわけ、どんな側面であれ不利益をもつ者たち——出身の学生が、十分な技能をもつことで高等教育において成功することができ、またそれによってエリートに参入することができるよう、準備させねばならない。このことは、教育のための機会の正義にかなった供給について、十分主義的な基準ないし適切・妥当性の基準 (sufficiency or adequacy standard) をもたらず。すなわち、可能性を秘めておりまた利害関心をもったあらゆる学生が、大学院教育に向けて準備させるカレッジで成功することを十分に可能にする、K-12 教育を受けるべきである。(Anderson 2007: 597)

このようにして、その主張によれば、民主的エリートを養成するためには、社会の全セクターからその成員を選び出してともに教育を受けさせるべきであり、また、そのような可能性を秘めた全セクターの学生に対して十分な K-12 までの教育を提供すべきである。さらにアンダーソンは、こうした主張を補強するために、エリートがもつ認知バイアスの問題やそれに対する分離教育の影響などについて、実証研究を参照している。

次に、サッツは〈シティズンシップのための教育の適切・妥当性論〉(educational adequacy for citizenship) を展開している (Satz 2007; 2008)。アンダーソンのエリート教育に対して、サッツが念頭におくのは一般市民だといえる。その際、サッツが教育の適切・妥当性という理念の中心に据えるのが「公民的平等」(civic equality) である。そこで、サッツの教育の適切・妥当性論の狙いを端的にまとめれば、社会の十全で対等な成員であるためのシティズンシップをすべての子どもに備えさせるための基準値を、教育は充たさねばならないというものになる。サッツは T. H. マーシャルのシティズンシップ概念を参照しており、それは社会の十全な成員であるための政治的・公民的・経済的条件の観点から定義される。そこからサッツは以下のように主張する。

一般論として、シティズンシップのさまざまな構成要素から教育の適切・妥当性の性質と内容を

⁵² ここでエリートとは、「社会において責任とリーダーシップをもつ地位を占める人びとであり、経営者、コンサルタント、政治家、政策立案者」(Anderson 2007: 596)などを指す。

引き出すことができる。第一に、シティズンシップは、それに関連する諸々の権利や自由——言論や表現の自由、良心の自由、陪審員を務める権利、投票権、政治や経済に参加する権利——を行使するための知識と資質・能力の基準点を要求する。……

第二に、この基準値それ自体の経験的内容は、全体としての人口における技能と知識の分布に左右される。……

第三に、対等なシティズンシップのための適切・妥当な教育は、個人の技能に限られたリストを達成することを含みつつ、〔人びとの集会的な技能も含む点で〕それを超えるものである。……

第四に、適切・妥当な基準は平等な機会を強く主張はしないが、シティズンシップの基準点を越えたところにある重要な財への真の機会に関する大きな不平等は、社会の一部の成員を二級市民——そこでは社会における権力や特権のある地位への実効的アクセスが否定される——へと格下げしてしまう。……それゆえ、より貧しい家族の子どもがより裕福な仲間と同じ市場や社会で競争することを予め排除する教育システムは、適切・妥当ではありえない。(Satz 2008: 433-434)

サッツはまた、こうしたシティズンシップのとくに民主的な観点からアンダーソンと同じく人種・階級的に統合された教育の重要性を強調している。おそらく、アンダーソンの強調点が、高等教育において多種多様な背景をもったエリートが相互に交流することが可能になるよう初等・中等教育を十分ないし適切・妥当なものにすべきという点にあるのに対して、サッツの場合は初等・中等教育における人種・階級的な統合の必要性に強調点があると考えられる。

アンダーソン／サッツの主張の要点を確認した。ここで前章で検討した内容に照らしてみよう。サッツによる社会の十全で対等な成員であるためのシティズンシップという主張に典型的なように、これらの主張は関係論的な平等主義に立脚し、社会関係における対等さを創出するべく、教育に対する十分主義的な基準を採用するものとして理解できる⁵³。またアンダーソンの主張は、エリート教育に焦点化しつつも民主的平等論に立脚するものであり、彼女によればそれは同時に、二つのロールズ的な洞察を回復させるものでもあるという。すなわち、財・善の分配の不平等が正当化されるのは、それが全員の便益へと跳ね返るものであること、また、人間の知識と才能の非対称な分布を公共的な財・善とみなすことで、この分布が全員の便益となるよう社会制度を編成することである (Anderson 2007: 621)。つまり、民主的平等論にもとづくエリート教育は、その養成が同時に最も不遇な人びとを含む社会全体の便益に資することによって、正当化されるというわけである。こうした点を前章の

⁵³ もちろん、ここでの十分性の水準は量的な面のみならず、教育の内容や質においても適切・妥当であるべきことを意味する。また、サッツ自身の重要な論点は、一般に平等が比較概念として、また十分性が非比較概念として捉えられているのに対して、社会の成員として「十分である」ためには他者との比較が必要であり、その点で十分性も比較・関係論的な要素を含むため、通常両者に想定される対照性は減じられるべきだという点にある (Satz 2007: 635; 2008: 434)。これ以上検討できないが、この点は十分主義における十分性の水準をいかにして定めるかという論点と関わるだろう。

内容に照らせば、むしろここでのアンダーソンの主張はロールズの互惠性に、サッツの主張はアンダーソンの民主的平等論にもとづく十分主義に近接するものであるように思われる。

以上のようにして、教育の適切・妥当性論は、シティズンシップ教育や熟議デモクラシーの展開の側面のみならず、関係論的な平等主義や十分主義の側面も有するものである。また、とりわけアンダーソンの主張には、ロールズ正義論を継承・展開させる側面も確認できる。

3.3.3 教育の平等論

教育の平等論の検討に移ろう。ここでは教育の平等論による教育の適切・妥当性論への批判を検討することから始める。次に教育の平等論の主張を取り上げ、本論文の立場から考察を加える。

ブリッグハウス／スウィフトは、各々が 2000 年代前半に学校選択と社会正義に関わる著作を出版した論者であり、その後は共同で教育の平等論を擁護する論考をいくつか発表している⁵⁴。まず、彼らによる教育の適切・妥当性論に対する批判から取り上げよう⁵⁵。先のアンダーソン／サッツの見解に対する、彼らの批判の骨子を要約すればこうである。まず、彼女らの主張は米国の学校財政制度訴訟の動向もふまえつつ、平等の要点を対等な関係に見出すことで、教育の平等から適切・妥当性へと平等主義の戦略を転換するものだといえる。しかし、彼女らの論証は、教育の平等が重要でないことを示すには不十分であり、他の価値も重要であることを示したに過ぎない。また、彼女らの支持する教育の適切・妥当性は、教育の正義の全体を導く指針たりえない (Brighthouse and Swift 2009)。

ここでは、ブリッグハウス／スウィフトの批判から教育の適切・妥当性論の不十分さを示す最後の点のみ取り上げよう。端的には、その批判はアンダーソン／サッツが適切・妥当性という十分主義的な原理を単一原理として提示している点に向けられている。というのも十分主義は、その性質からして全員が基準点を満たしていれば、それを上回る領域における資源分配について何も主張できない。それは、基準点を上回る領域においては、不平等のみならず水準低下も問題視できないことを意味する。しかし、たとえばアンダーソンが基準点を上回る領域の水準低下に反対する点で、何か別の原理にも依拠することを示唆しているようにみえる (Brighthouse and Swift 2009: 125-126)。

⁵⁴ ブリッグハウス／スウィフトの学校選択と社会正義に関わるそれぞれの単著として、Brighthouse (2000)、Swift (2003) がある。これらに対する邦語の研究については、それぞれ片山 (2006)、田原 (2007) を参照。片山 (2006) が解説するように、『学校選択と社会正義』(Brighthouse 2000) において、ブリッグハウスは教育の正義の原理として〈個人の自律〉と〈教育の平等〉を提唱しており、ブリッグハウス／スウィフトによる教育の平等論もこの研究の延長線上に位置づけることができる。ここでは彼らの共著として、Brighthouse and Swift (2006; 2008; 2009) を取り上げ、また共同研究の主導者と思われるブリッグハウスのより新しい見解である Brighthouse (2010) も参照する場合がある。なお、学校財政制度訴訟の文脈では、適切・妥当性と対になる立場として「平等」(equality) ではなく「公平」(equity) が用いられる場合があるが、本章ではあくまで理論的側面から検討する観点から、ブリッグハウス／スウィフトの用法にならって「教育の平等」を用いる。

⁵⁵ ブリッグハウス／スウィフト以外に、教育の平等論の立場からアンダーソン／サッツの教育の適切・妥当性論を批判する論考に、Macleod (2010) がある。

理論的側面に注目する観点から、本章ではこの批判が説得力を有するものとして認めたい。すなわち、ブリッグハウス／スウィフトが指摘するように、教育の適切・妥当性は単独では教育制度・政策を論ずるのに不十分な原理だと考えられる。というのも、サッツ／アンダーソンは、それぞれ人種・階級を統合した教育の重要性を主張している。そのためには、親の養育の自由や学区編成などを統制する何らかの原理が必要となるはずである。しかしながら、彼女らはそれを示しておらず、そうした統制がいかんにして可能なのか、つまり人種・階級的統合がいかんにして親の養育の自由といった権利を制約しうるのかを十分に論証していないと考えられるのである。あるいは、教育の適切・妥当性に暗黙のうちに複数の原理や価値を含めているのかも知れないが、そうであれば、そうした下位原理を提示しつつそれらが教育の適切・妥当性へといかんして統合されるかを示す必要があったように思われる。それゆえ、ブリッグハウス／スウィフトにならいつつ、少なくともこの原理的な次元においては、彼女らの主張が問題含みであると考えたい。

そこで次に、ブリッグハウス／スウィフト自身が提唱する教育の平等論を検討しよう。その批判が示すように、彼らは教育の正義に採用する方針は〈多元主義的アプローチ〉(pluralistic approach) と呼べるものである。彼らの戦略は、他の原理や価値と組み合わせることで「教育の平等をそれに適した位置におく」(putting educational equality in its place) というものである (Brighouse and Swift 2008)。これによって、教育の平等に優先する他の原理や価値があることを認める一方、教育の平等にも依然として重要性があることを彼らは主張する。

それでは、教育の平等が何を意味するのか、その定義を確認しよう。彼らはそれを「メリトクラティックな構想」と呼びつつ、次のように定式化する。

メリトクラティックな構想：ある個人の教育達成への見通しは、その個人の才能と努力の関数であってよいが、その関数は彼ないし彼女が属する社会階級の背景に影響されるべきではない。

(Brighouse and Swift 2008: 447; cf. Brighouse 2010: 28) ⁵⁶

この原理は、個人の教育達成の見通しが社会階級の影響によって左右されるべきでないことを主張している。ここではメリトクラティックな構想と形容されているが、前節で公正な機会の平等について指摘したのと同じく、異なる水準の才能をもつ人びとの間での優先関係に関して、この構想は中立的である。それゆえこの原理は、ロールズの公正な機会の平等を彼らなりに教育の文脈へと適用したものと考えてよい。彼らはこの原理が、要求度が高いことを認めている。

では、他に組み合わせられる原理や価値とは何か。それは、〈親の自由〉(parental liberty) と〈より不遇な人びとに便益を与えること〉(benefiting the less advantaged) である (Brighouse and Swift

⁵⁶ Brighouse (2010: 29) では、「生来の才能にも社会階級の背景にも」影響されてはならないとする「ラディカルな構想」も示されるが、これは位置づけが曖昧なので措くことにする。

2008: 446) ⁵⁷。結論からいえば、これらはロールズの正義の二原理における、それぞれ第一原理と格差原理に対応する原理だと考えられる。すなわち、第一原理は基本的諸自由の保障を命ずる点で親の自由の保障に関わっており、また格差原理は社会的・経済的不平等が最も不遇な人びとの便益になるよう編成されるべきことを命ずる点で、より不遇な人びとへの便益との対応関係が見出せる。

しかし、ブリッグハウス／スウィフトは、これらの原理・価値間の優先順位をロールズ正義論とは変更する。まず、教育の平等に対して親の自由が優先する点は、ロールズと同じである。ただし、彼らは親の自由が無制限だとは考えず、家族の価値とくに親子の親密な関係性を損なわない範囲で、教育の平等がその自由を制限しうる可能性を指摘する (Brighouse and Swift 2008: 456-459)。次に、より不遇な人びとへの便益は、教育の平等に対して優先しうることを——いくつかの条件を示し、またそれが成り立つことに懐疑的ながらも——認める (Brighouse and Swift 2008: 451-452)。そのうえで、これら二つの原理・価値が教育の平等より重要だと認めることと、教育の平等がなお重要であり価値があることを両立することを主張する。その意味でブリッグハウス／スウィフトは、一方で正義の二原理と類似した原理を擁護し、もう一方で晩年のロールズが譲歩したのと同じく公正な機会の平等 (教育の平等) の優先権に対する変更を認める、いわば修正ロールズ派だといえる。

そこで、この優先権の変更について考察することで教育の平等論のアプローチについて評価しよう。教育の平等に対してより不遇な人びとへの便益が優先することを懐疑的ながらも認める際、ブリッグハウス／スウィフトが持ち出す論拠は、いわゆるトリクルダウンである (Brighouse and Swift 2006: 484-485; 2008: 451; cf. Brighouse 2010: 42-43)。つまり、たとえば裕福な親が我が子により有利な教育を与えることで教育の平等は減じられるものの、それによって社会全体の生産性や成長を高めることで最も不遇な人びとの境遇が改善するような場合、これが許容されるとするのである。

この主張をどう評価したらよいだろうか。端的に言って、この説明によって教育の平等に対してより不遇な人びとへの便益が優先することが論証されているとは認め難い。それはトリクルダウン理論が立証されていないからではない。ブリッグハウス／スウィフトたち自身、それがうまく機能することについて非常に懐疑的である。そうではなく、この説明は教育の平等とより不遇な人びとへの便益という二つの価値を純粹に比較して、後者が優先することを示しているわけではないからである。彼らが挙げる例は、あくまで親の自由とより不遇な人びとへの便益という二つの価値が、教育の平等に対して優先することを示すものである。あるいは、よりうがった見方をすれば、最も不遇な人びとの便益を建前にして親の自由をより強化することを許容する議論である。またこのことが、親子の親密な関係性を損なわない範囲で教育の平等が親の自由を制限しうるとする彼らの主張と、どのように両立するのかも明らかではない。それゆえ彼らは、別の例や説明を用いることで、より不遇な人びとへ

⁵⁷ Brighouse (2010: 34-44) では、これらは〈家族の価値〉 (family values) と〈最も不遇な人びとに便益を与えること〉 (benefiting the least advantaged) へと修正されている。そのため後者は、さらに格差原理に近接している。また、他に〈教育の卓越〉 (educational excellence) も挙げられるものの、これは内容が曖昧であるとして明確な位置づけが与えられていない。

の便益が教育の平等に対して優先することを示すべきであったと考えられる。以上から本節では、公正な機会の平等（教育の平等）の優先権に変更を認める彼らの主張について、説得力を欠くものであり成功していないと判定を下したい。

ここで〈教育の適切・妥当性 vs. 教育の平等〉論争に対する評価をまとめよう。まず、本節は教育の適切・妥当性論を、民主的平等やシティズンシップの観点から十分主義的な基準を単一原理として採用するものとして理解した。しかし、ブリッグハウス／スウィフトによれば、そうした十分主義の単一原理的アプローチは、教育制度・政策を導くに十分な指針ではない。本節はこの批判に妥当性を認めた。次に、教育の平等論は、複数の原理や価値を組み合わせる多元主義的アプローチであり、また、ブリッグハウス／スウィフトの採用する原理や価値は、ロールズの正義の二原理にほぼ対応するものであることを確認した。ただし彼らは、その原理間にある優先順位に関して、公正な機会の平等（教育の平等）の優先権をロールズとは変更する。これに対して本節は、彼らの提案する変更の例として挙げられる説明が適切なものではなく、それゆえ説得力を欠くものであると判断した。また、以上から本章は、前節において公正な機会の平等とその優先権に対するアレキサンダーやアーネソンらの批判を退けたことに加え、本節においてブリッグハウス／スウィフトによる代替的主張にも難点を認めることで、ロールズ正義論の立場を擁護するものである。

さらに、〈教育の適切・妥当性 vs. 教育の平等〉論争の検討を通じて明らかになったのは、教育機会の平等に関わる現代の哲学的論争において、ロールズ正義論が論争の土台ないし参照点となっていることである。両者は、それぞれ異なる形でロールズ正義論のモチーフを批判も織り込みつつ継承し、展開するものだといえる。このことは、教育機会の平等を論ずるうえで、肯定と批判どの立場をとるにせよ、ロールズ正義論が依然として無視し難い存在であり、また論争のあり方を少なくとも間接的に規定していることを示すものだと考えられる。

3.3.4 本章のまとめ

ここまでの内容を要約しよう。本章はまず、自由と平等との対立ではなく、目的論的平等主義と優先主義や十分主義との区別、また水準低下批判といった平等に内在する困難と呼ぶものに重要性を認めた（第1節）。次に、水準低下批判との関わりから教育機会の平等を論ずるにあたって考慮すべきことを三点指摘した。すなわち、結果の平等の密輸の危険性、地位財の観点からの水準低下、底なし穴問題である。そのうえで、公正な機会の平等に対する批判が底なし穴問題と関わる点に注目し、その批判を検討した。本論文第1章の主張をふまれば、その批判は誤った解釈にもとづいており、退けることができる（第2節）。最後に、現代の教育機会の平等に関わる論争として、〈教育の適切・妥当性 vs. 教育の平等〉論争を検討した。アンダーソン／サッツによる教育の適切・妥当性論は、関係論的な平等主義に立脚した十分主義的な主張として理解できる。しかし、それが単一原理として提示されている点で、教育制度・政策の指針としては不十分だとする批判に妥当性を認めた。これに対して、ブリッグハウス／スウィフトの教育の平等論は、原理を複数組み合わせる多元主義的アプローチであ

り、またそれらの原理はロールズの正義の二原理とほぼ対応する。そのうえで、公正な機会の平等の優先権を変更する彼らの主張について、本章は説得力を有するものではないと判断し、依然としてロールズ正義論のアプローチが妥当性を失うわけではないことを主張した（第3節）。

終章 総括と課題

最後に、改めて本論文の問題意識に立ち戻り、問題意識に即しつつ内容を振り返りまとめよう。

本論文は序章でまず、「階層と教育」問題の代表的論者である荻谷剛彦の機会の平等観を俎上に乗せることから始めた。荻谷はそこで、日本版「機会の平等／結果の平等」として、結果の平等がいわゆる日本的な「和」や画一性と同一視されることを問題視する。本論文は、結果の平等をこうした理解が、事実としての平等／不平等から目を背けさせているとする荻谷の指摘に重要性を認めつつも、彼がその際に引き合いに出す米国的な「機会の平等／結果の平等」理解に注目した。その米国的な理解によれば、結果の平等は機会の平等の延長線上に位置づけられるものであり、荻谷はこれを日本的な「和」や画一性とは一線を画するものとして、いくぶん肯定的に紹介している。

また、荻谷と同じく教育社会学者である藤田英典は、学校選択制を論じる文脈において、「選択の自由」の名の下に学校選択制が導入されることで、不平等が拡大されることへの懸念を表明している。ここに示唆されているのは、自由と平等という理念が対立するという構図である。こうした図式をさらに強調するような見方が教育哲学者の宮寺晃夫からも表明されている。こうした図式に立つならば、自由に対していかに平等を擁護するかという課題が設定されることになる。

本論文がこれらのことを念頭におき、英語圏の政治哲学・倫理学を参照し、またロールズ正義論を再検討することによって目指したのは、これらの議論が自明視する理解や図式そのものに、異議申し立てし、問題を別の仕方で論じる可能性を模索することである。このことをロールズ正義論のとりわけ正義の二原理に注目し、その背景にある理念や価値に再解釈を加えることで遂行した。またさらに、正義の二原理を種々の批判から擁護することで、教育機会の平等を論ずるにあたってロールズ正義論を参照することは既に有効性を失っている、とするような理解を是正しようと試みた。

第1章でまず取り上げたのは、運の平等主義である。これはいわば荻谷が自明視したようなタイプの機会の平等観を理論的に先鋭化させ、一つの分配的正義論まで高めたものだといえる。しかし、運の平等主義の大きな特徴は、競争条件の平準化を追求すると同時に個人の選択と責任を強調する点にある。それゆえこの立場では、自らの選択でない運の影響は是正すべきとされる一方、自らの選択に起因する要因にはその責任が求められる。つまりこの立場では、荻谷が指摘した、日本版「機会の平等／結果の平等」による帰結としての機会の量的な拡大と自己責任とは異なる形で、機会の平等と個人の選択と責任という観念が結びつくのである。この点について荻谷がどう評価するかはわからないが、第1章が示したのは、こうした仕方で個人の選択と責任を強調するのは異なる機会の平等観である。それによれば、ロールズの機会の平等観に特徴的なのはある種の自由の構想であり、単なる干渉の不在を意味する形式的自由から、ある仕方で行為する能力を有することへと移行しようとする構想である。それを本論文は自由の実効化と呼び、競争条件の平準化とは異なる構想として提示した。

そこで第2章では、自由の実効化という形で提示した自由構想を、ロールズの平等主義構想のなか

に位置づけた。本論文の見解では、ロールズの機会の平等観を自由の観点から特徴づけるからといって、それゆえ平等を軽視するものと理解するのは正しくない。むしろ、ある種の平等主義は自由を必要とし、また適切に組み込むものだと考えられる。そこでロールズの平等主義を、関係論的な平等主義として特徴づけることで、自由の実効化と平等がどのように調停されるのか明らかにしようとした。それによれば、ロールズの関係論的な平等主義は、単に財を平等化するのではなく尊重の平等を確保しようとするものとして捉えるべきである。まず、正義の二原理は第一原理によって尊重の平等を確保しようとするが完全なものではない。これについて、友愛の理念と結びつくことされる格差原理の、互惠性としての側面が重要だと考えられる。互惠性が意味するのは、より恵まれた人がより多くの利益を獲得する際には、それが同時に不遇な人びとの見通しを改善するものであることである。互惠的な分配システムでは、恵まれた人びとが自然的・社会的偶発性から自分のためだけに利益を獲得するのを慎むことで、互いを対等な存在として扱おうとすることに等しい。それゆえ、格差原理において尊重の平等と友愛の理念は合致して不可分のものとなる。また、そのような正義にかなった社会を支持することは、同一の正義原理を遵守することで人びとが結びつくことにも等しい。したがって、正義の二原理は、そのような仕方の人びとが互いを対等な存在とみなし、また結びつくことを可能にする原理だといえるのである。

このことをふまえたうえで、ロールズの関係論的な平等主義と自由の実効化との関係は次のようなものになると考えられる。第一に、第一原理の範囲内で、人びとが自らの人生計画を遂行することをより確実にすることである。第二に、互惠的な分配システムを通じて自由の実効化を支え合うことである。第三に、平等な自由のもとで形成される社会連合は、自由の実効化と重なる視点を有しつつ、人びとの相互の尊重を可能にする。そこで以上のように考えるならば、ロールズ正義論において、自由と平等を二律背反のように捉えるのは正しくない。自由の実効化は相互の尊重と自尊の社会的基礎を確立する条件の一つとして、ロールズの関係論的な平等主義に適切な位置づけを見出すことができると考えられるのである。

第3章で試みたのは、現代の英語圏の平等論の視点を摂取しつつ、現代の教育機会の平等論争において、第2章までで再検討してきたロールズ正義論がどう位置づくかを明らかにすることである。まず、現代の平等論の議論から確認したのは、自由との対立を別にしても平等を支持することには困難が伴うことである。このことは自由と平等との対立を強調する見方に疑問を投げかけるものである。そこで、そうした困難を象徴する水準低下批判が教育機会の平等をめぐる議論に対してもつ意味を考察し、また現代の教育機会の平等論争として教育の適切・妥当性と教育の平等の論争を検討した。

現代の論争から読み取れるのは、批判を含みつつもそこでロールズ正義論のモチーフが継承されていることである。とりわけアンダーソンによる民主的平等論の立場からの教育の適切・妥当性論は、アンダーソン自身がロールズ的な視点を導入するものである旨を述べており、それは本論文が第2章で検討した互惠性と共通する視点だと考えられる。一方で、アンダーソンは十分主義的基準を採用するように、ロールズの公正な機会の平等を退ける見解を示している。これに対して、ブリッグハウス

／スウィフトは、実質的に正義の二原理を教育に適用した多元主義的なアプローチをとっており、その中心は教育の平等という公正な機会の平等に類する原理である。しかし、ブリッグハウス／スウィフトは、教育の平等が他の価値や原理に優先されることを認めることで、原理間の優先順位を変更し、教育の平等の優先性を後退させている。以上のようにして、現代の論争では、教育の平等から他の原理へ置き換え（アンダーソン／サッツ）、ないし優先性の引き下げ（ブリッグハウス／スウィフト）という展開がみられるように、水準低下批判の影響が少なくとも間接的に看取できる。これに対して本論文は、自由の実効化という指針にもとづきロールズの公正な機会の平等に対する批判に応答し、また、現代の論争における二つの立場の展開が必ずしも成功していないことを指摘した。このことはむしろ、自由の観点に立ちつつも教育の平等（公正な機会の平等）を擁護したといえる。

そこでここまでの内容をふまえて、冒頭の問題意識に戻ろう。以上の議論は、教育機会の平等をめぐる日本の言説における、自由と平等の対立として強調される図式や見方を相対化する契機を含むように思われる。こうした日本の言説においては、自由はしばしば市場化や選択の自由と結び付けられ、また平等は「格差」との関わりで意識される場合が多いと考えられるからである。しかしながら、本論文は、関係論的な平等主義の観点から正義の二原理における尊重の平等の視点を重視し、また一見すると平等主義的な原理や価値（公正な機会の平等／教育の平等）を自由の実効化の観点から擁護してきた。また、単に「格差」を問題化する言説は水準低下批判にさらされかねないように、このような図式や見方が訂正される余地が大いにあると考えられる。以上が本論文の検討の結論である。

そのうえで、本論文には以下の課題が残されていると考えられる。本論文は、自由の実効化という指針を提示してきたものの、そこで示される実効的自由と、この文脈で通常用いられるような他の自由——たとえば、親の自由や選択の自由——との関わりについて検討することができていない。たとえば、実効的自由と親の自由が対立した場合にどちらが優先されるのか、あるいは両者が意味する自由はそもそも概念的にどのような関係にあるのかについて、依然として考察できていないままである。それゆえ本論文の見解は、自由について通常想定されるのとは異なる理解を提示した一方で、かえって自由概念をただ乱立させることにもなりかねない。そうした自由概念の差異や重なりについて検討し、自由の実効化の視点をより深化させつつ、ロールズ正義論をさらに検討していく余地があると考えられる。

【文献一覧】

1. ローレンズの著作とその略記

John Rawls, *A Theory of Justice* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1971).

→ (TJ)、『正義論』

———, *Political Liberalism*, paperback edition (New York, NY: Columbia University Press, 1996).

→ (PL)、『政治的リベラリズム』

———, *A Theory of Justice: Revised Edition* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1999).

(邦訳) J. ローレンズ『正義論〔改訂版〕』、川本隆史・福間聡・神島裕子訳、紀伊國屋書店、2010年。

→ (Rev)、『改訂版』

———, *Lectures on the History of Moral Philosophy*, Barbara Harman (ed.) (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2000). (邦訳) J. ローレンズ著、B. ハーマン編『ローレンズ哲学史講義

(上・下)』、坂部恵監訳、みすず書房、2005年。

→ (LHMP)、『道徳哲学史講義』

———, *Justice as Fairness: A Restatement*, Erin Kelly (ed.) (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2001). (邦訳) J. ローレンズ著、E. ケリー編『公正としての正義 再説』、田中

成明・亀本洋・平井亮輔訳、岩波書店、2004年。

→ (JF)、『再説』

———, *Lectures on the History of Political Philosophy*, Samuel Freeman (ed.) (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2007). (邦訳) J. ローレンズ著、S. フリーマン編『ローレンズ政治哲学

史講義 (I・II)』、齋藤純一・佐藤正志・山岡龍一・谷澤正嗣・高山裕二・小田川大典訳、岩波書店、2011年。

→ (LHPP)、『政治哲学史講義』

———, *A Brief Inquiry into the Meaning of Sin and Faith: With "On My Religion,"* Thomas Nagel (ed.) (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2009).

→ (BI)、『罪と信仰の意味について』

2. 欧文献

- Alexander, Larry A. (1986), "Fair Equality of Opportunity: John Rawls' (Best) Forgotten Principle," *Philosophy Research Archives* 11: 197-208.
- Anderson, Elizabeth (1999), "What is the Point of Equality?" *Ethics* 109 (2): 287-337. (抄訳) E. アンダーソン「平等の要点とは何か」、森悠一郎訳、広瀬巖編『平等主義基本論文集』、勁草書房、2018年、所収。
- (2007), "Fair Opportunity in Education: A Democratic Equality Perspective," *Ethics* 117 (4): 595-622.
- Arneson, Richard J. (1989), "Equality and Equal Opportunity for Welfare," *Philosophical Studies* 56: 77-93. (邦訳) R. アーネソン「平等と厚生機会の平等」、米村幸太郎訳、広瀬巖編『平等主義基本論文集』、勁草書房、2018年、所収。
- (1999), "Against Rawlsian Equality of Opportunity," *Philosophical Studies* 93: 77-112.
- Barry, Brian (1988), "Equal Opportunity and Moral Arbitrariness," in Norman E. Bowie (ed.), *Equal Opportunity* (Boulder, CO: Westview Press), pp. 23-44.
- Berlin, Isaiah (1958), *Two Concepts of Liberty* (Oxford: Clarendon Press). (邦訳) I. バーリン「二つの自由概念」、生松敬三訳、『自由論』、小川晃一・小池銈・福田歆一・生松敬三訳、みすず書房、1971年、所収。
- (1969), *Four Essays on Liberty* (Oxford: Oxford University Press). (邦訳) I. バーリン『自由論』、小川晃一・小池銈・福田歆一・生松敬三訳、みすず書房、1971年。
- Brighouse, Harry (2000), *School Choice and Social Justice* (Oxford: Oxford University Press).
- (2003), "Educational Equality and Justice," in Randall Curren (ed.), *A Companion to the Philosophy of Education* (Oxford: Blackwell Publishing), pp. 471-485.
- (2010), "Educational Equality and School Reform," in Graham Haydon (ed.), *Educational Equality*, second edition, (London: Continuum), pp. 15-70.
- Brighouse, Harry and Swift, Adam (2006), "Equality, Priority, and Positional Goods," *Ethics* 116 (3): 471-497.
- (2008), "Putting Educational Equality in Its Place," *Education Finance and Policy* 3 (4): 444-466.
- (2009), "Educational Equality versus Educational Adequacy: A Critique of Anderson and Satz," *Journal of Applied Philosophy* 26 (2): 117-128.
- (2014), *Family Values: The Ethics of Parent-Child Relationships* (Princeton, NJ: Princeton University Press).

- Casal, Paula (2007), “Why Sufficiency Is Not Enough,” *Ethics* 117 (2): 296-326.
- Cavanagh, Matt (2002), *Against Equality of Opportunity* (Oxford: Oxford University Press).
- Cohen, G. A. (1989), “On the Currency of Egalitarian Justice,” *Ethics* 99 (4): 906-944.
- (1992), “Incentives, Inequality and Community,” in G. B. Peterson (ed.), *The Tanner Lectures on Human Values*, Vol. 13 (Salt Lake City: University of Utah Press), pp. 261-329.
- Cohen, Joshua and Nagel, Thomas (2009), “Introduction,” in John Rawls, *A Brief Inquiry into the Meaning of Sin and Faith: With “On My Religion,”* Thomas Nagel (ed.) (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2009), pp. 1-23.
- Coleman, James S. (1968), “The Concept of Equality of Educational Opportunity,” *Harvard Educational Review* 38 (1): 7-22.
- Costa, M. Victoria (2011), *Rawls, Citizenship, and Education* (New York, NY: Routledge).
- Daniels, Norman (2003), “Democratic Equality: Rawls’s Complex Egalitarianism,” in Samuel Freeman (ed.), *The Cambridge Companion to Rawls* (Cambridge: Cambridge University Press), pp. 241-276.
- Dworkin, Ronald (1981), “What is Equality? Part 2: Equality of Resources,” *Philosophy and Public Affairs* 10 (4): 283-345.
- Feinberg, Joel (1970), “Justice and Personal Desert,” in Joel Feinberg, *Doing and Deserving: Essays in the Theory of Responsibility* (Princeton, NJ: Princeton University Press), pp. 55-94.
 (邦訳) J. ファインバーグ「正義と人のデザート（報いに値すること）」、嶋津格訳、『倫理学と法学の架橋——ファインバーグ論文選』、嶋津格・飯田亘之編・監訳、東信堂、2018年、所収。
- Fishkin, James S. (1983), *Justice, Equal Opportunity, and the Family* (New Haven, CT: Yale University Press).
- Frankfurt, Harry (1987), “Equality as a Moral Ideal,” *Ethics* 98 (1): 21-43.
- Freeman, Samuel (2007a), *Justice and the Social Contract: Essays on Rawlsian Political Philosophy* (Oxford: Oxford University Press).
- (2007b), *Rawls* (London: Routledge).
- Gutmann, Amy (1999), *Democratic Education: With a New Preface and Epilogue* (Princeton, NJ: Princeton University Press). (邦訳) E. ガットマン『民主教育論——民主主義社会における教育と政治』、神山正弘訳、同時代社、2004年。
- Harsanyi, John C. (1975), “Can the Maximin Principle Serve as a Basis for Morality?: A Critique of John Rawls’s Theory,” *American Political Science Review* 69: 594-606.

- Hart, H. L. A. (1973), “Rawls on Liberty and Its Priority,” *The University of Chicago Law Review* 40 (3): 534-555. (邦訳) H. L. A. ハート「ロールズにおける自由とその優先性」、小林公訳、『権利・功利・自由』、小林公・森村進訳、木鐸社、1987年、所収。
- Hirose, Iwao (2015), *Egalitarianism* (Oxford: Routledge). (部分訳) 広瀬巖『平等主義の哲学——ロールズから健康の分配まで』、齊藤拓訳、勁草書房、2016年。
- Hollis, Martin (1982), “Education as a Positional Good,” *Journal of Philosophy of Education* 16 (2): 235-244.
- Howe, Kenneth R. (1997), *Understanding Equal Educational Opportunity: Social Justice, Democracy, and Schooling* (New York, NY: Teachers College Press). (邦訳) K. ハウ『教育の平等と正義』、大桃敏行・中村雅子・後藤武俊訳、東信堂、2004年。
- Knight, Carl and Stemplowska, Zofia (2011), “Responsibility and Distributive Justice: An Introduction,” in Carl Knight and Zofia Stemplowska (eds.), *Responsibility and Distributive Justice* (Oxford: Oxford University Press), pp. 1-23.
- Kymlicka, Will (2002), *Contemporary Political Philosophy: An Introduction*, second edition (New York, NY: Oxford University Press). (邦訳) W. キムリッカ『新版 現代政治理論』、千葉眞・岡崎晴輝ほか訳、日本経済評論社、2005年。
- MacCallum, Gerald C., Jr. (1967), “Negative and Positive Freedom,” *Philosophical Review* 76 (3): 312-34.
- Macleod, Colin M. (2010), “Justice, Educational Equality, and Sufficiency,” *Canadian Journal of Philosophy*, Supplementary Vol. 36: 151-175.
- Mullhall, Stephen and Swift, Adam (1996), *Liberals and Communitarians*, second edition (Oxford: Blackwell). (邦訳) S. ムルホール・A. スウィフト『リベラル・コミュニタリアン論争』、谷澤正嗣・飯島昇蔵ほか訳、勁草書房、2007年。
- Nozick, Robert (1974), *Anarchy, State, and Utopia* (New York, NY: Basic Books). (邦訳) R. ノージック『アナーキー・国家・ユートピア』〔合冊版〕、嶋津格訳、木鐸社、1992年。
- Parfit, Derek (2000), “Equality or Priority?” in Matthew Clayton and Andrew Williams (eds.), *The Ideal of Equality* (Basingstoke: Macmillan Press), pp. 81-125. (邦訳) D. パーフィット「平等か優先か」、堀田義太郎訳、広瀬巖編『平等主義基本論文集』、勁草書房、2018年、所収。
- Rawls, John (1981), “Foreword to *The Methods of Ethics*, 1982,” in Henry Sidgwick, *The Methods of Ethics*, seventh edition (Indianapolis, IN: Hackett Publishing Company), pp. v-vi.
- Roemer, John E. (1998), *Equality of Opportunity* (Cambridge, MA: Harvard University Press).
- Satz, Debra (2007), “Equality, Adequacy, and Education for Citizenship,” *Ethics* 117 (4): 623-48.

- (2008), “Equality, Adequacy, and Educational Policy,” *Education Finance and Policy* 3 (4): 424-443.
- Scheffler, Samuel (2000), “Justice and Desert in Liberal Theory,” *California Law Review* 88 (3): 965-990.
- (2003), “What is Egalitarianism?” *Philosophy and Public Affairs* 31 (1): 5-39.
- Sen, Amartya (1992), *Inequality Reexamined* (Oxford: Oxford University Press). (邦訳) A. セン『不平等の再検討——潜在能力と自由』(岩波現代文庫)、池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳、岩波書店、2018年。
- Sher, George (1987), *Desert* (Princeton, NJ: Princeton University Press).
- Sidgwick, Henry (1907), *The Methods of Ethics*, seventh edition (London: Macmillan).
- Swift, Adam (2003), *How Not to be a Hypocrite: School Choice for the Morally Perplexed Parent* (London: Routledge).
- (2006), *Political Philosophy: A Beginners' Guide for Students and Politicians*, second edition (London: Polity Press). (邦訳) A. スウィフト『政治哲学への招待——自由や平等のいったい何が問題なのか?』、有賀誠・武藤功訳、風行社、2011年。
- Taylor, Charles (1979), “What’s Wrong with Negative Liberty,” in Alan Ryan (ed.), *The Idea of Freedom: Essays in Honour of Isaiah Berlin* (Oxford: Oxford University Press), pp. 175-193.
- Taylor, Robert S. (2011), *Reconstructing Rawls: The Kantian Foundations of Justice as Fairness* (University Park, PA: The Pennsylvania State University Press).
- Tawney, R. H. (1931), *Equality* (London: George Allen & Unwin). (邦訳) R. H. トーニー『平等論』、岡田藤太郎・木下健司訳、相川書房、1994年(1964年版の邦訳)。
- Van Parijs, Philippe (2003), “Difference Principles,” in Samuel Freeman (ed.), *The Cambridge Companion to Rawls* (Cambridge: Cambridge University Press), pp. 200-240.
- Westen, Peter (1985), “The Concept of Equal Opportunity,” *Ethics* 95 (4): 837-850.
- Williams, Bernard (1962), “The Idea of Equality,” in Peter Laslett and W. G. Runciman (eds.), *Philosophy, Politics and Society*, second series (Oxford: Basil Blackwell), pp. 110-131.
- Young, Michael (1958), *The Rise of the Meritocracy 1870-2033: An Essay on Education and Equality* (London: Themes and Hudson). (邦訳) M. ヤング『メリトクラシー』、窪田鎮夫・山元卯一郎訳、至誠堂、1982年。

3. 邦語文献

- 井上 彰 (2011) 「機会の平等・再考——正義の観点から」、齋藤純一編『支える——連帯と再分配の政治学』(政治の発見 第3巻)、風行社、所収。
- (2017) 「運の平等論をめぐる攻防——vs 社会関係に基づく平等論の地平」、『社会と倫理』(南山大学社会倫理研究所)、第32号、31-43頁。
- 重田園江 (2010) 『連帯の哲学 I ——フランス社会連帯主義』、勁草書房。
- 片山勝茂 (2006) 「学校選択と社会正義——リベラリズムの観点から」、新井保幸・高橋勝編『教育哲学の再構築』、学文社、所収。
- 角崎洋平 (2014) 「アンダーソンの民主主義的平等論——「関係性」概念の射程」、大谷通高・村上慎司編『生存をめぐる規範——オルタナティブな秩序と関係性の生成に向けて』(生存学研究センター報告 21)、立命館大学生存学研究センター、12-51頁。
- 亀本 洋 (2012) 『格差原理』、成文堂。
- (2015) 『ロールズとデザート——現代正義論の一断面』、成文堂。
- 荻谷剛彦 (2001) 『階層化日本と教育危機——不平等再生産から意欲格差社会(インセンティブ・デバイド)へ』、有信堂高文社。
- (2009) 『教育と平等——大衆教育社会はいかに生成したか』(中公新書)、中央公論新社。
- 川本隆史 (1995) 「教育の規範理論——黒崎勲『現代日本の教育と能力主義』の挑戦」、森田尚人・藤田英典・黒崎勲・片桐芳雄・佐藤学編『個性という幻想』(教育学年報4)、世織書房、所収。
- 吉川 徹 (2019) 『学歴と格差・不平等 [増補版] ——成熟する日本型学歴社会』、東京大学出版会。
- 金 慧 (2017) 『カントの政治哲学——自律・言論・移行』、勁草書房。
- 黒崎 勲 (1989) 『教育と不平等——現代アメリカ制度研究』、新曜社。
- (1995) 『現代日本の教育と能力主義——共通教育から多様化へ』、岩波書店。
- 児島博紀 (2016) 「卓越性と多様性——J. ロールズの社会連合論」、『イギリス理想主義研究年報』(日本イギリス理想主義学会)、第12号、19-27頁。
- 佐藤俊樹 (2000) 『不平等社会日本——さよなら総中流』(中公新書)、中央公論新社。
- 白石 裕 (2007) 「アメリカ学校財政訴訟の新展開(1) ——平等論から適切・妥当性論への志向」、『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』、第17号、59-72頁。
- (2008) 「アメリカ学校財政訴訟の新展開(2) ——平等論から適切・妥当性論への志向」、『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』、第18号、31-44頁。
- (2014) 『教育の質の平等を求めて——アメリカ・アディクアシー学校財政制度訴訟の動向と法理』、共同出版。

- 橘木俊詔（1998）『日本の経済格差——所得と資産から考える』（岩波新書）、岩波書店。
- 田中将人（2017）『ロールズの政治哲学——差異の神義論＝正義論』、風行社。
- 田原宏人（2007）「子育ての自由の平等と福利追求の自由の不平等」、田原宏人・大田直子編『教育のために——理論的応答』、世織書房、所収。
- 「中央公論」編集部編（2001）『論争・中流崩壊』（中公新書ラクレ）、中央公論新社。
- 那須耕介（2009）「教育をめぐる自由と平等——日本戦後教育史からの問い」、井上達夫編『現代法哲学講義』、信山社、所収。
- （2010）「公教育と機会の平等——現代正義論に対する厚生経済学の影響の一側面」、宇佐見誠編『法学と経済学のあいだ——規範と制度を考える』、勁草書房、所収。
- 花形恵梨子（2011）「格差原理と相互性——道徳的恣意性に基づく議論から」、『倫理学年報』（日本倫理学会）、第60集、129-143頁。
- 林 芳紀（2009a）「ロールズの第二原理とその平等主義的性格（上）」、『哲学研究』（京都哲学会）、第587号、44-67頁。
- （2009b）「ロールズの第二原理とその平等主義的性格（下）」、『哲学研究』（京都哲学会）、第588号、1-24頁。
- 平井悠介（2017）『エイミー・ガットマンの教育理論——現代アメリカ教育哲学における平等論の変容』、世織書房。
- 広瀬 巖（2014）「平等論の展開——ロールズ以降の「運の平等主義」の基本問題」、川崎修編『政治哲学と現代』（岩波講座 政治哲学6）、岩波書店、所収。
- 福島賢二（2009）「「参加民主主義」による教育機会の平等論の構築——I. M. ヤングと K. ハウの「正義」・「平等」概念を中心に」、『日本行政学会年報』、第35号、96-112頁。
- 福岡 聡（2007）『ロールズのカント的構成主義——理由の倫理学』、勁草書房。
- 藤田英典（2005）『義務教育を問い直す』（ちくま新書）、筑摩書房。
- 松元雅和（2015）『応用政治哲学——方法論の探究』、風行社。
- 宮寺晃夫（2006）『教育の分配論——公正な能力開発とは何か』、勁草書房。
- （2014）『教育の正義論——平等・公共性・統合』、勁草書房。
- 宮寺晃夫編（2011）『再検討 教育機会の平等』、岩波書店。
- 宮本雅也（2015）「分配的正義における功績概念の位置づけ——ロールズにおける功績の限定的戦略の擁護」、政治思想学会編『国家と圏域の思想』（政治思想研究第15号）、風行社、335-365頁。
- 森悠一郎（2019）『関係の対等性と平等』、弘文堂。
- 保田幸子（2012）「分配か社会関係か——アンダーソンの民主的平等」、『ソシオロギス』、第36号、

37-52 頁。

山岡龍一（2013）「自由論の展開——リベラルな政治の構想のなかで」、川崎修編『政治哲学と現代』（岩波講座 政治哲学 6）、岩波書店、所収。